

平成 28 年度 大学機関別認証評価  
自 己 点 検 評 価 書  
[日本高等教育評価機構]

平成 28(2016)年 6 月  
名古屋音楽大学

1



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学修と教授	12
基準 3 経営・管理と財務	34
基準 4 自己点検・評価	51
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	54
基準 A 地域貢献	54
基準 B 国際交流	58
基準 C 生涯学習	59
V. エビデンス集一覧	61
エビデンス集（データ編）一覧	61
エビデンス集（資料編）一覧	62



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

名古屋音楽大学は、昭和40年(1965)年4月に、名古屋音楽短期大学として創設されて以来の歴史をもつ、中部日本でもっとも伝統ある音楽大学である。昭和51(1976)年4月には、名古屋音楽大学(以下、「本学」という。)を開学し、名古屋音楽短期大学は昭和50(1975)年度入学生の卒業をもって廃校とした。昭和62(1987)年4月には、中部地区の私立大学初の大学院音楽研究科(修士課程)を開設。平成27(2015)年には、創立50周年を迎え、中部地区における唯一の私立音楽大学として、確たる地歩を占めるに至っている。

本学の設置母体である学校法人同朋学園は、本学のほかに、同朋大学、名古屋造形大学を擁し、仏教、文学、社会福祉、子ども学、美術、デザイン、音楽という特色ある分野を有する個性的な学園である。本学園は、この個性あふれる三大学に加えて、同朋高等学校、同朋幼稚園を擁する教育の総合学園である。その寄附行為には、「親鸞聖人の同朋和敬の精神による学校教育を行い、いのちを尊ぶ人間性豊かな人材を育成することを目的とする」とあり、親鸞聖人の「同朋和敬」の精神をその建学の精神としている。そして、この精神を今日的にわかりやすく、「共なるいのちを生きる」と表現している。

本学の教育は学園のこの建学の精神に基づき、これを音楽という分野において展開するものである。本学学則には、「仏教精神により真理を探究し、創造の精神を高揚して、現代に生きるまことの人間知性を開発するとともに、音楽に対する洗練された感覚と深い洞察の眼をもって、未来を志向する芸術性豊かな人材を養成する」とある。本学大学院学則には、「親鸞聖人の同朋和敬の精神を体し、学部において修得した一般的並びに専門的教養の基礎のうえに、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野並びに教育実践の場における理論と応用の研究能力を高め、もって教育研究を推進し得る能力を養うことを目的とする」とある。

「仏教精神による真理を探究する」、「親鸞聖人の同朋和敬の精神を体」するとは、「共なるいのちを生きる」ことにほかならず、本学の使命は、学生たちが、自らの強みを発見し、お互いの強みを生かしあうことで創造の精神を発揮し、他者の弱みを補い合い、「共なるいのちを生きる」ことでまことの人間知性を開発することを、音楽の力を通じて実現することにある。本学は、きめの細かい教育を通じて、それぞれの学生たちが潜在的にもっている音楽の才能を最大限に育てることをその使命・目的としている。そして、大学院は、学部教育の上に、より広く深く専門的研究能力を高めることを使命・目的としている。

本学の教育目的は、(1)一人ひとりに見合った音楽教育を施すことで、一人ひとりの音楽的能力を育て、音楽に対する洗練された感覚と深い洞察の眼を育てること、(2)常に前向きに努力する心を忘れず、日々練習し鍛錬し学習する力を身につけ、達成する意欲と歓びを感じる力を養い、未来をポジティブに志向する人材を養成すること、(3)ハーモニーの力を育てることで調和する力を身につけ、様々なアンサンブルに取り組むことで共感する力を身につけた、芸術性豊かな人材を養成すること、にある。

本学の個性は、多様な学生たちの多様なニーズに応える態勢にある。これは、「共なるいのちを生きる」との建学の精神に基づくものである。小規模大学でありながら、邦楽コース、舞踊・演劇・ミュージカルコース、ジャズ・ポピュラーコース、音楽療法コース、音楽ビジネスコース、映像音楽コースなどの新しいニーズに応える分野を含む16のコースを展開しているばかりでなく、他の音楽大学に比して個性的なことは、これら16のコースが

相互に孤立せず、相互に積極的に関わり合い、創造的なコラボレーションを展開している点にある。16のコースはそれぞれの領域を究めつつ、音楽という共通性を根拠に、相互の違いを前提にそれぞれの領域を乗り越えて、積極的にコラボレーションを展開している。

本学の特色は、自由で明るく創造性あふれる開かれた学風にある。レッスン教員の自由選択制や、メジャー・マイナー制によって可能となったダブルメジャー履修やすべての専攻生に開かれた副専攻と副科実技など、開放的で先進的な取り組みを行っている。学生たちは、専攻の枠を越えて、音楽の多様なジャンルを学ぶことができる開かれた仕組みとなっている。また、地域密着型の地域に愛される音楽大学として、学生たちは各種の演奏会や「めいおん出張コンサート」などに積極的に取り組んでいる。年間10回以上を数える大学主催の演奏会のほか、年間50回以上を数える「めいおん出張コンサート」、学内リサイタルや学内演奏会、各授業や各専攻楽器による学期末発表会などを含めると年間百数十回に及ぶ演奏会が学内外で開催されている。サークル活動も盛んであり、オーケストラ、オペラ、邦楽、ジャズ、電子オルガンなどのサークルが学内外の公演に取り組んでいる。また、附属音楽アカデミーでは、地域と世代に開かれた音楽教室を展開するなど、対外的にも開かれた音楽大学となっている。平成25(2013)年度には、名古屋市文化振興事業団、名古屋市中村区との連携協定を、平成27(2015)年度には、あま市、津島市との連携協定を結び、地域と連携した取り組みを強めている。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

- 文政9(1826)年9月 名古屋東本願寺掛所(現名古屋東別院)内に「閲蔵長屋」創設
- 大正10(1921)年6月 「真宗専門学校」創立
- 昭和25(1950)年4月 現在地に移転
- 昭和26(1951)年3月 法人名を財団法人真宗専門学校から学校法人同朋大学に名称変更
- 昭和40(1965)年4月 法人名を「学校法人同朋学園」と改称し、「名古屋音楽短期大学」(音楽科)を開学、入学定員50人
  - 10月 同朋学園 創立45周年記念及び、名古屋音楽短期大学開学記念式典挙行
- 昭和42(1967)年4月 名古屋音楽短期大学に専攻科を開設
- 昭和42(1967)年8月 名古屋音楽短期大学、新館増築完成
- 昭和44(1969)年4月 名古屋音楽短期大学、器楽・声楽・作曲専攻課程に音楽教育学専攻課程・音楽学専攻課程を増設
- 昭和45(1970)年11月 名古屋音楽短期大学、開学5周年記念式典挙行
- 昭和48(1973)年1月 名古屋音楽短期大学音楽科入学定員増(50人→100人)の認可
- 昭和50(1975)年3月 名古屋音楽短期大学、開学10周年記念式典挙行
  - 4月 名古屋音楽短期大学、A号館竣工
- 昭和51(1976)年4月 名古屋音楽大学を開学、音楽学部器楽学科・声楽学科・作曲学科・音楽教育学科を開設、入学定員100人
  - 6月 名古屋音楽大学開学記念式典挙行

## 名古屋音楽大学

- 昭和53(1978)年3月 名古屋音楽短期大学の廃校
- 昭和54(1979)年5月 名古屋音楽大学、C号館竣工
- 昭和55(1980)年5月 名古屋音楽大学、完成形態樹立記念式典挙行
- 昭和56(1981)年1月 名古屋音楽大学音楽学部入学定員増(100人→150人)の認可
- 昭和60(1985)年1月 音楽学部の期間付入学定員増(150人→200人)の認可
- 昭和61(1986)年4月 名古屋音楽大学、D号館改築完成
- 昭和62(1987)年4月 大学院音楽研究科(修士課程)を開設、入学定員12人
- 平成4(1992)年10月 成徳館(レッスン棟)の竣工
- 平成6(1994)年4月 音楽教育学科から音楽学科に名称変更、音楽教育コース・音楽学コース・電子音楽コースを開設
- 平成7(1995)年6月 創立30周年記念式典の挙行
- 平成12(2000)年4月 完全 Semester 制による新カリキュラムの実施  
声楽学科に歌曲コース、オペラコースを設置  
作曲学科にコンピュータミュージック専攻、電子オルガン専攻を設置
- 平成13(2001)年4月 大学院の入学定員の増員(12人→18人)、大学院で社会人入試を開始
- 平成14(2002)年4月 名古屋音楽大学に音楽公演センターを開設  
弦楽専攻でクラシックギターとマンドリンの募集を開始
- 平成15(2003)年4月 器楽学科に邦楽専攻(箏・三味線・尺八)を設置  
声楽学科に舞踊・演劇専攻を設置  
音楽学科に音楽療法専攻を設置  
音楽学部で社会人入学、社会人編入学を開始
- 平成17(2005)年4月 ジャズ専攻を設置  
9月 D o プラザ閣蔵(図書館、多目的ホール、ギャラリー等から成る複合施設)の竣工
- 平成19(2007)年4月 名古屋音楽大学の音楽学部の改組(器楽・声楽・作曲の3学科の募集を停止し、音楽学科に統合)、名古屋音楽大学附属音楽アカデミーの開設(音楽公演センターの閉鎖)
- 平成20(2008)年11月 博聞館(300席の音楽専用ホール、アンサンブル室、練習室等から成る新校舎)の竣工
- 平成21(2009)年12月 勝友館(食堂棟)の竣工
- 平成22(2010)年1月 新B号館(奏楽館)の竣工
- 平成23(2011)年4月 コンピュータミュージックコースを映像音楽コースに再編  
メジャー・マイナー制導入
- 平成24(2012)年10月 善友館(クラブハウス棟)竣工
- 平成26(2014)年4月 大学院 器楽専攻・声楽専攻にジャズを設置
- 平成27(2015)年4月 ピアノ演奏家コースを設置  
大学院 器楽専攻にオルガン・チェンバロを設置  
9月 創立50周年記念式典の挙行

2. 本学の現況

・大学名

名古屋音楽大学

・所在地

名古屋市中村区稲葉地町7-1

・学部の構成

学部

学部名	学科名	コース名
音楽学部	音楽学科	ピアノ演奏家コース ピアノコース 管楽コース 弦楽コース 打楽コース 邦楽コース 声楽コース 舞踊・演劇・ミュージカルコース 作曲コース 映像音楽コース 電子オルガンコース ジャズ・ポピュラーコース 音楽教育コース 音楽療法コース 音楽総合コース 音楽ビジネスコース

大学院

研究科名	専攻名	課程
音楽研究科	器楽専攻 ピアノ オルガン チェンバロ 弦楽 管楽 打楽 邦楽 ジャズ 声楽専攻	修士課程



名古屋音楽大学

	声楽 ジャズヴォーカル 作曲専攻 作曲 映像音楽 電子オルガン 音楽教育学専攻 音楽教育学 音楽学 音楽療法	
--	---	--

・ 学生数、教員数、職員数

[平成28(2016)年5月1日現在]

学生数＝音楽学部438名、音楽研究科46名

教員数＝本務教員25名、兼務教員162名

職員数＝本務職員 11 名、その他（嘱託 10 名、非常勤 65 名、派遣 1 名） 76 名

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 《1-1 の視点》

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の使命は、音楽という専門を学ぶことを通して、自分の個性と主体性を見失うことなく、しかも他者と共に生きることを学び、それぞれの音楽を大切にしながら、一人ひとりの可能性を伸ばすことで、「未来を志向する芸術性豊かな人材を養成する」（本学学則）ことにある。本学は、きめの細かい教育を通じて、それぞれの学生たちが潜在的にもっている音楽の才能を最大限に育てることをその使命・目的としている。親鸞聖人の「同朋和敬」の精神を建学の精神とし、これを今日的にわかりやすく「共なるいのちを生きる」と表現している。毎年発行する大学案内パンフレットおよび公式ホームページでは、これをわかりやすく次のように表現している。

「「共なるいのちを生きる」（Living Together in Diversity）名古屋音楽大学の設置母体である学校法人同朋学園の建学の精神は、親鸞聖人の同朋和敬の精神「共なるいのちを生きる」です。お互いの差異を認めながら、協同して生きるという意味です。自分の個性、主体性を見失うことなく、しかも他者と共に生きるということです。名古屋音楽大学に入学し、音楽を愛する人たちと出会うことで、それぞれの音楽を大切にしながら、一人ひとりの可能性を伸ばして欲しいと思います。」

また、簡潔な文章化として、ホームページ上に次のように学部及び大学院の目的を記載している。

###### <音楽学部の目的>

音楽学部は、音と人との響きあいを通して、音楽に対する深い感受性と洗練された感覚とを身につけ、お互いの違いと役割を認め合いながら交響する力を系統的に養うことで、深い洞察力をもって未来に向かって音楽文化を発信することのできる芸術性豊かな人材を養成することを目的とする。

###### <音楽研究科の目的>

音楽研究科は、音楽という専門性を通じた他者との響きあいによる研鑽を通して、自己の主体性と個性とを磨き、音楽と社会に対する広い視野と深い学識を身につけた音楽の専門人として、高度な音楽的専門性に裏打ちされた高い研究能力と教育実践力とを兼ね備えた、音楽の教育研究の推進と音楽文化の創造に寄与できる人材の養成を目的とする。

【資料1-1-1】学校法人同朋学園寄附行為【資料F-1】と同じ

【資料1-1-2】名古屋音楽大学学則、名古屋音楽大学大学院学則【資料F-3】と同じ

【資料1-1-3】《HP》学長よりごあいさつ、建学の精神

【資料1-1-4】大学案内2017【資料F-2】と同じ

### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

つねに内容を再吟味し、時代に見合ったより具体的で明確で簡潔な文章化を目指す。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

### 《1-2 の視点》

#### 1-2-① 個性・特色の明示

#### 1-2-② 法令への適合

#### 1-2-③ 変化への対応

### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学学則の第1条において、「名古屋音楽大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、仏教精神、ことに親鸞聖人の同朋和敬の精神により真理を探究し、創造の精神を高揚して、現代に生きるまことの人間知性を開発するとともに、音楽に対する洗練された感覚と深い洞察の眼をもって、未来を指向する芸術性ゆたかな人材を養成する」と定めている。また、大学院学則の第2条において、「本学大学院は、教育基本法及び学校教育法に基づき、親鸞聖人の同朋和敬の精神を体し、学部において修得した一般的並びに専門的教養の基礎のうえに、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野並びに教育実践の場における理論と応用の研究能力を高め、もって教育研究を推進し得る能力を養うことを目的とする」と定めている。この学則に基づき、1-1 および 1-3 に記載の通り、使命・目的及び教育目的を具体的かつ明確に簡潔な文章にまとめている。また、ホームページにおいても、その使命と目的及び教育目的に基づく本学の個性と特色について、わかりやすく明示している。また、入学時の真宗大谷派名古屋別院の参拝、「謝徳会（しゃとくえ）」、「報恩講」などの宗教行事を行うことにより、人間教育を中心とした実践的教育を行っている。「報恩講」は、名古屋別院において行っている。また、「謝徳会」は、音楽大学らしく「音楽法要」として行い、伴奏者、合唱、ソリストをすべて学生が務め、「正信讚（しょうしんさん）」を演奏している。同一法人の同朋大学、名古屋造形大学の入学式・卒業式において、演奏依頼を受けて「衆会（しゅうえ）」「無量寿（むりょうじゅ）」「真宗宗歌」「恩徳讚（おんどくさん）I」を弦楽四重奏などで演奏している。

学校教育法や大学設置基準に定める大学の目的を、本学では音楽という専門分野において具体化して実現している。そして、学園の建学の精神を、音楽という専門分野において具体化して実践している。

【資料 1-2-1】名古屋音楽大学学則、名古屋音楽大学大学院学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-2-2】《HP》学長よりごあいさつ、建学の精神【資料 1-1-3】と同じ

【資料 1-2-3】2016 年度新入生研修会資料

### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

学部のコースごとの目的については、ホームページ及び授業計画（シラバス）において、コースごとに「コースの目標と履修の流れ」として記載をしている。大学院においても、研究科としての目的が大学院学則に定められている。

## 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

### 《1-3 の視点》

#### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

#### 1-3-② 学内外への周知

#### 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

#### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

#### (2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

法人及び本学の目的及び教育目的は、寄附行為及び大学学則、大学院学則に明記されている。これらは学園規程集、学園電子情報蔵、学生便覧等において、役員及び教職員が手にすることができる環境にある。学内外への周知については、学生便覧やホームページ等を通じて行っている。

平成 24(2012)年 9 月に中期経営計画を立てたのち、その後の展開を踏まえ、平成 27(2015)年 11 月に新たな中期経営計画を策定した。

また、3 つの方針については、使命・目的及び教育目的を反映した形で次のように定式化している。

#### <ディプロマポリシー>

##### 《音楽学部音楽学科（学士）》

真理を探究する心を持ち、創造の精神を高め、時代を生きていくに足る人間的知性を身につけていること。音楽に対する洗練された感覚と深い洞察の眼を持ち、未来を志向する芸術性豊かな人間性を身につけていること。

##### 《大学院音楽研究科（修士）》

学部において修得した一般的並びに専門的教養の基礎のうえに、専門領域にとどまらない広い視野を身につけ、広い学識を深く身につけていること。音楽の専門分野において

通用する高い理論と応用の能力をもち、教育研究を推進し得る能力を身につけていること。教育実践の場において通用する高い専門的能力をもち、教育研究を推進し得る能力を身につけていること。

<カリキュラムポリシー>

《音楽学部音楽学科（学士）》

音楽という専門を学ぶことで、「共なるいのちを生きる」という建学の精神に基づき、「響きあう身体と響きあう心、響きあう命」をもった人間を育成します。

- ・音楽を通して、自分の個性の強みを発見し伸ばします。
- ・音楽を通して、共感する力、調和する力を育てます。
- ・音楽を通して、日々学習し鍛錬する力を身につけます。

音楽という専門を学ぶことで、音楽的感性を磨き、総合的な音楽の力を身につけ、音楽を通じて生きる力を身につけます。多様な個性がお互いの違いを認めながら、協同して生きる力を身につけます。お互いの違いを前提にして響きあうことの大切さ、他者に対して思いやりの気持ちをもつことの大切さ、協同して生きる社会の大切さについて学びます。自分の個性を磨き、社会に貢献する人間を育てます。自分と異なる個性を受け入れ、認め合う力を身につけます。自らの個性の強みを発見し伸ばし、地域や社会に活かす力を身につけます。常に前向きに努力し、日々学習し鍛錬する力を身につけます。学習の成果を発表する機会を通じて、達成する喜びを味わうことで、達成する力を身につけます。

《大学院音楽研究科（修士）》

- ・音楽を通して、これまでに発見した自分の個性や強み、身につけた教養の基礎のうえに、さらなる高度な専門性を築き上げる力を育てます。
- ・音楽を通して、専門領域にとどまらない国際的・社会的な広い視野から、共感する力、調和する力を育てます。
- ・音楽を通して、自ら研究する力を育てます。

<アドミッションポリシー>

《音楽学部音楽学科（学士）》

本学の建学の精神である「共なるいのちを生きる」は、お互いの違いを認めながら協同して生きるという意味です。「自分と異なる個性を受け入れ認め合う、他者に対して思いやりの気持ちをもつ」というのが本学の根本精神です。

- ・多様な個性を認めあい、共感する心をもった学生を求めます。
- ・自分の個性を大切にし、学習する意欲をもった学生を求めます。
- ・つねに前向きに努力し、達成する喜びを追求する学生を求めます。

名古屋音楽大学は、音楽という専門を学ぶことを通じて、響きあう心と響きあう命について深く学ぼうとする意欲にあふれる学生を求めます。

・AO入学試験

本学の建学の精神を踏まえ、協調性があり音楽に対する意欲をもった学生を求めます。

・推薦入学試験

本学の建学の精神を踏まえ、高等学校において積極的な学校生活を送り、音楽に対して人一倍の熱意を持って努力する学生を求めます。

・一般入学試験

本学の建学の精神を踏まえ、音楽の知識と技術および専門性を追求する高い意識を持って努力する学生を求めます。

《大学院音楽研究科（修士）》

本学の建学の精神である「共なるいのちを生きる」は、お互いの違いを認めながら協同して生きるという意味です。「自分と異なる個性を受け入れ認め合う、他者に対して思いやりの気持ちをもつ」というのが本学の根本精神です。

名古屋音楽大学大学院音楽研究科では、本学の建学の精神と教育方針のもとで学修するに相応しい以下のような力を有する学生を求めます。高度な専門性を追求する力、国際感覚を磨く力、自ら社会に貢献する能力を養う力を備え、大きな夢を持って、将来広く音楽に関わる分野を担う資質・能力と豊かな人間性を持った学生。

以上、3つのポリシーは、本学の使命・目的及び教育目的をわかりやすい文章として具体化したものである。本学は、その使命・目的及び教育目的に沿って教育研究組織を構成している。音楽学部においては、それまでの「四学科」体制を見直し、平成19(2007)年度より「一学科制」を導入した。

一学科制の導入により、コースと専攻の枠と領域を超えた教育と研究がいっそう進展しつつある。副専攻、副科実技の履修にとどまらず他の専攻分野の専門科目の積極的な履修など、学生たちが音楽という専門領域を幅広く深く学べる体制が名実共に実現している。学科とコースの運営に関しては、16のコースを5つの系に分け、各コースに責任を負える運営組織を構成している。

音楽表現系Ⅰ…ピアノコース、ピアノ演奏家コース、邦楽コース、音楽総合コース

音楽表現系Ⅱ…管楽コース、弦楽コース、打楽コース、ジャズ・ポピュラーコース

音楽表現系Ⅲ…声楽コース、舞踊・演劇・ミュージカルコース

音楽創造系……作曲コース、映像音楽コース、電子オルガンコース

音楽応用系……音楽教育コース、音楽療法コース、音楽ビジネスコース、一般教養

系長は運営委員会メンバーとして、教学に関わる大学運営に適切に参加している。大学院においては研究科常任委員会メンバーとして各専攻選出教員が関わっている。

【資料1-3-1】学校法人同朋学園寄附行為【資料F-1】と同じ

【資料1-3-2】名古屋音楽大学学則、名古屋音楽大学大学院学則【資料F-3】と同じ

【資料1-3-3】名古屋音楽大学諸規程

【資料1-3-4】学生便覧2016【資料F-5】と同じ

【資料 1-3-5】《HP》学長よりごあいさつ、建学の精神【資料 1-1-3】と同じ

【資料 1-3-6】名古屋音楽大学中期経営計画

【資料 1-3-7】《HP》アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー

### (3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

策定された中期経営計画及び3つの方針を踏まえて、大学の使命・目的及び教育目的を有効的に達成するべく、さらに教育研究組織の見直し・整備を進める。

#### 【基準1の自己評価】

本学の使命と目的は、学則等において適切に定められている。建学の精神と教育目的についても現代的にわかりやすく表現し公表している。三つの方針は、本学の使命と教育目的に沿ったものとして具体化されており、ホームページ等において公開している。学部においては系長が参加する運営委員会を通じて、大学院においては研究科常任委員会を通じて、学部および大学院の教育目的は大学運営に適切に反映されている。

## 基準 2. 学修と教授

### 2-1 学生の受入れ

#### 《2-1の視点》

#### 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

#### 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### (1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

#### (2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

入学者受入れの方針は、アドミッションポリシーとして、公式ホームページ上に公開しており、明確である。

学生募集活動においては、年1回の受験生向け入試説明会、教員・レッスン指導者向けの入試説明会、年間4回のオープンキャンパスをはじめ、年2回開催の音楽講習会、出張オープンキャンパス、出張レッスン、業者主催の「夢ナビ」など多くの機会を設けている。受験生の多くは、本学の教育目的をしっかりと理解した上で入学している。オープンキャンパスにおける入試相談、ワンポイント実技レッスン、吹奏楽クリニック、弦楽アカデミー、舞踊・演劇・ミュージカルコース体験レッスン、ジャズ・ポピュラーの日なども、入学希望者が直接に本学教員の指導に触れることで、本学の教育目的を知る機会となっている。入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫としては、高校の進路指導室や音楽担当教員との連絡を密にとりながら、A0入試、指定校推薦、提携推薦、公募推薦の合格者には入学前セミナーを実施するなど、よりスムーズな形で入学者を受入れる態勢を整えている。平成26(2014)年度入試から、新たに特待生選抜型実技入試を導入し、受験生のニーズに応えると同時に本学の入学者受入れ方針に沿った学生受入れに努めている。

入学資格は、大学及び大学院の学則に明記されており、それに基づいて「入学試験要項」の「出願資格」として明示している。出願資格は各入試の方式によっても異なる為、入試毎に記載している。身体に障がいのある受験生には、高校教員、保護者、大学の三者が事前に十分に打合せを行い、受験生に適した入試を選択し、適正に試験を実施している。

入学における選抜の方法・試験科目は、運営委員会が審議・立案し、教授会が決定する。入学試験実施に関する業務は、入試・広報センターを中心に各部署の協力によって運営する。入試に至るまでの広報や願書受付、当日の準備・設営等の具体的な入試業務、および教授会承認の合格者発表等は入試・広報センターがあたっている。また、受験生や高校からの相談や大学を訪問したいという要望等についても、常時受け付け実施している。入学後にスムーズに大学生活がスタートできるように、早期に入学が決まった入学者に対し、導入教育として入学前セミナーを実施している。

入学前セミナーは、A0入試、指定校推薦、提携推薦、公募推薦の合格をして入学が決まっている受験生に対して実施している。実技レッスンを最大3回まで、ソルフェージュ、音楽理論、音楽教育、音楽ビジネス、音楽療法の各講習を入学前に受けることができるプログラムとして行っている。



本学の入試には、A0 入試、推薦入試（公募・指定校・提携・同朋高校音楽科特別推薦）、一般入試（A 日程・B 日程）、特待生選抜型実技入試（Ⅰ期・Ⅱ期）、二次入試、編入試、社会人入試、留学生入試、大学院入試（一般入試・二次入試・社会人入試・留学生入試）がある。入試毎に受け入れ方針と、それに見合う選抜方式を用いている。

・A0 入試

本学のアドミッションポリシーに沿って入学を受け入れている。エントリーシートを提出後、面談を1～2回実施し、その後最終選考を実施する。最終選考は実技と面接で行われる。ただし、音楽教育・音楽療法・音楽ビジネスコースについては小論文・作文等で選考を実施する。A0 入試は第1回から第6回まであり、受験のタイミングを選ぶことができる。

・推薦入試

公募・指定校・提携推薦・同朋高校音楽科特別推薦入試では、本学が求める基準と高等学校が認める基準を満たした受験生を受け入れている。指定校推薦は本学が定める学校の学校長からの推薦である。本学が定める基準に加え、高等学校の基準を満たす、本学で学びたいと強く願う受験生が受験する方法である。基本的には実技と面接を実施する。音楽教育・音楽療法・音楽総合・音楽ビジネスにおいては面接のみで合否を判断する。平成28(2016)年度入試より公募推薦（併願型）を加えて選択の幅を広げた。提携推薦は音楽科のある高校との間に締結された提携校からの推薦制度である。提携推薦合格者は特待生試験に無条件にノミネートされる。同朋高校音楽科特別推薦は系列の同朋高校の音楽科から本学へ入学を希望する受験生を対象にした入試で、面接のみで合否を判断している。

・一般入試

一般入試にはA 日程、B 日程がある。平成28(2016)年度入試より、一般入試の受験方式について、a～d方式を選択できるようにした。方式の違いは、専攻実技、副科実技、音楽理論、ソルフェージュ、面接の組み合わせ方による。各方式の合計得点を500点とし、それぞれの組み合わせ方により受験生の強みを生かした受験ができる。

図表 2-1-1 一般入試課題

	a	b	c	d
専攻実技	300	200	500	300
副科実技	—	100	—	200
音楽理論	100	100	—	—
ソルフェージュ	100	100	—	—
面接	—	—	A・B・C 評価	A・B・C 評価
総合点	500	500	500	500

・特待生選抜型実技入試（Ⅰ期・Ⅱ期）

平成 26 (2014) 年度入試より開始した。16 コースのうち、ピアノ、管楽、弦楽、打楽、邦楽、声楽、舞踊・演劇・ミュージカル、電子オルガン、ジャズ・ポピュラーの各コースを受験することができる。特徴は、実技試験のみで受験できることである。実技試験の結果により、「合否判定」及び「特待生の選抜」を行う。

・二次入試

実技試験、もしくは作文と面接にて合否を判断する入試である。国公立大学や他の大学を併願する受験生を主な対象とした入試である。

・編入学試験

編入学試験は 2 年次編入学試験、3 年次編入学試験（音楽系）、3 年次編入学試験（音楽系以外）、3 年次編入学試験（社会人）を実施している。2 年次編入学試験と 3 年次編入学試験（音楽系以外）については、A 日程と B 日程と同日に実施し、3 年次編入学試験（音楽系）については A 日程と B 日程に加えて、11 月の推薦入試でも実施している。

・社会人入試

1 年次社会人入試と、3 年次編入学試験（社会人）がある。平成 26(2014)年度より、就業中の社会人にも配慮して入試の機会を 6 回に増やし、AO 入試と同日に実施している。試験は実技試験もしくは小論文・作文と面接を実施する。

・外国人留学生入試

年に 1 回実施している。1 次選考として書類選考を行い、提出された書類で日本語能力や 2 次選考の受験資格を確認している。その後、実技試験もしくは作文と面接を実施し、実技の能力と、実際のコミュニケーション能力を確認し、総合的に合否を判断する。

・大学院入試

入学における選抜の方法・試験科目は、大学院の常任委員会が審議・立案し、研究科委員会が決定する。入試は 10 月と 3 月の 2 回実施し、試験は共通科目試験（外国語）と専門科目試験、面接を実施する。

音楽学部の過去 5 年間の入学者数を図表 2-1-2 に示す。入学定員に対する入学者の比率は 5 年間の平均で 63%となっている。平成 27(2015)年度は 47%と定員の半分以下という状況となった。しかし、新たなコースであるピアノ演奏家コースの開設と音楽総合コースの学費減額、吹奏楽指導者養成プログラムの開始により平成 28(2016)年度には入学定員に対して 63%まで回復した。

平成 28(2016)年度の収容定員に対する在籍学生数比率は 61%となっており、定員を大きく割り込んでいる。

図表 2-1-2 過去 5 年間の入学定員充足率＜音楽学科定員 180 名＞

音楽学科	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
入学者数	122	137	111	84	114
定員充足率	68%	76%	62%	47%	63%

編入試、社会人入試、留学生入試の過去 5 年間の入学者数を図表 2-1-3 に示す。編入学試験については毎年わずかではあるが着実に増えてきている。増加の要因として、本学のカリキュラムや設備の充実、細やかな受け入れ対応、口コミの広がりなどが考えられる。

図表 2-1-3 過去 5 年間の編入学・社会人・留学生の入学者数

学科	入試区分	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)
音楽学科	2 年次編入	0	2	0	0	0
	3 年次編入	0	3	4	2	3
	社会人 1 年次	0	1	1	1	1
	社会人 3 年次	3	1	1	4	4
	社会人計	3	2	2	5	5
	留学生 1 年次	0	0	1	1	1
	留学生 2 年次	0	0	0	0	0
	留学生 3 年次	0	0	0	1	0
	留学生計	0	0	1	2	1
	編入学計	3	6	5	7	7

大学院音楽研究科の過去 5 年間の入学者を図表 2-1-4 に示す。

大学院音楽研究科については、過去 5 年間入学定員を充足している。平成 27(2015)年度はさらに入学者が増え、充足率は 122%となっている。本学学部からの進学者（特にピアノ、声楽）は安定的に一定数を確保している。これに加えて、本学学部以外からの進学者が増えて来たことが入学者増加の要因である。

図表 2-1-4 過去 5 年間の大学院の入学者数＜音楽研究科定員 18 名＞

音楽研究科	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
入学者数	18	17	14	19	18
社会人	1	2	4	2	3
留学生	0	0	1	1	2
計	19	19	19	22	23
定員充足率	106%	106%	106%	122%	128%

### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の受け入れ方針に沿った質のよい入学者の受入れに引き続き鋭意努力すると同時に、

収容定員の適切な見直しを行う。

【資料 2-1-1】 大学案内 2017 【資料 F-2】 と同じ

【資料 2-1-2】 ≪HP≫アドミッションポリシー 【資料 1-3-7】 と同じ

【資料 2-1-3】 オープンキャンパス実施内容

【資料 2-1-4】 入学前セミナー・プログラム資料

【資料 2-1-5】 2017 年度募集要項 【資料 F-4】 と同じ

## 2-2 教育課程及び教授方法

### ≪2-2 の視点≫

#### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

#### 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

##### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

##### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

カリキュラムポリシーをホームページ上に公開するとともに、シラバスにおいて、各コースの教育目標と履修の流れについて明確にし、周知している。平成 12(2000)年度より実施のカリキュラムの抜本的改正により、自由で開放的な教育課程が体系的に整備されている。その後の変化への対応として、カリキュラムの修正は必要に応じて行っている。教育課程の編成方針は、本学の教育目的を踏まえ、カリキュラムポリシーに明確に定めている。

FD 研修会を開催するなど、教授方法の工夫・開発については組織的な努力を行っている。また、シラバスの記載内容を充実させることに取り組んできた結果、実際の教授場面においても改善が進んでいる。

履修登録単位数の上限は、1 年次、2 年次においては 1 期 24 単位、年間 48 単位を上限としている。3 年次、4 年次については、履修登録単位数の上限の設定はしていない。卒業要件に必要な単位数を越えて意欲的に取り組む学生が多く、卒業年次までの履修は極めて充実した形で適切に行われている。

音楽大学においては、個人レッスンを基本とする実技レッスン並びに実習科目などにおいて、次回のレッスンおよび実習に向けて、教室外学習をすることが前提となっている。そうした教室外学習を前提にして教授が行われている。学生の練習室も、利便性と安全性に配慮しながら、十分に整備されている。学生の申し出に基づく個人レッスンの担当教員の変更を保証していることも、教授方法の工夫や開発に役立っている。

また、邦楽や東洋・アジアの民族音楽に関する講座を開設していることは、自文化理解と異文化理解にもつながるものであり、共なるいのちを生きるという建学の精神の具現化でもあり、特筆すべきことである。

### (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

FD 活動をさらに強化するとともに、公開授業や研究授業などを通じて、教授方法の工夫や開発に組織的に取り組む仕組みを構築する。今後、3 年次、4 年次における履修登録単位の上限の設定を行う。

【資料 2-2-1】名古屋音楽大学学則、名古屋音楽大学大学院学則【資料 F-3】と同じ

【資料 2-2-2】《HP》カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー【資料 1-3-7】と同じ

【資料 2-2-3】学生便覧 2016【資料 F-5】と同じ

【資料 2-2-4】《HP》授業計画（シラバス）【資料 F-12】と同じ

【資料 2-2-5】名古屋音楽大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

【資料 2-2-6】学生相談研修会案内（FD 委員会と学生相談委員会共催）

【資料 2-2-7】授業評価アンケート結果等資料

【資料 2-2-8】名古屋音楽大学履修規程

## 2-3 学修及び授業の支援

### 《2-3 の視点》

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching AssisTAnt) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

##### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

##### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学修支援については、新入学生の一人ひとりの状況について、入試・広報センター教職員、学務部教職員の間で情報共有を徹底している。平成 27(2015)年度からはアドバイザー教員制度を導入し、各担当の教員が面談をしながら学生生活の問題点や悩みを聞き、解決のサポートをしている。その上で、教職員全体での情報共有、キャリア支援センターとの情報共有と連携に取り組んでいる。学修支援の強化の結果、退学率は減少傾向にある。

本学のアドバイザー教員制度では、新入生が大学生活を円滑に進められるように、特任教員を除くすべての専任教員が対応している。アドバイザー教員に対しては、入学から卒業までの間、勉学上の疑問点や問題点、生活面での悩み、進学や就職等について相談することができる。また、学生がアドバイザー教員の変更を希望する場合は、学長（スーパーバイザー）に申請することで変更することができるようにしている。

授業支援としては、合理的配慮が必要な学生について、個人情報に配慮しつつ、教職員全体での情報共有に取り組んでいる。問題が共有されることで、スムーズな授業支援が行われるようになってきている。小規模大学における学修支援と授業支援の基本は、学生一人ひとりの状況についてのきめの細かい情報共有にある。教員と職員、各部署の間で壁のない情報共有をその都度おこなうことで、教職員協働による学生一人ひとりに配慮した支援を行ってきている。学生一人ひとりを単位とした、壁のない情報共有に努めている。

音楽の基礎科目であるソルフェージュについて、能力別・到達度別のクラス分けを行っている。到達度の低いクラスにおいて、平成 22(2010)年度秋学期より大学院生による TA 制度（ティーチングアシスタント）を導入して効果を上げている。本学の TA 制度では、大学院生の中でも優秀な学生を TA として採用し、学部で開講している授業科目担当教員のサポート役として授業に参加させ、学部学生に対して助言するなど、大学院生の教育トレーニングの機会を提供し、手当を支給することで経済的な支援にもつなげている。また、授業補助員の制度も学修支援と授業支援にとって重要な柱となっている。また、音楽史や音楽科教育法の授業を複数教員による協働体制へと変更し、効果を上げている。

学修支援のひとつに本学ではオフィスアワーを設けている。本学のオフィスアワーは、学生が教員に対して履修や学びに関することだけでなく、学生生活や将来の進路に関することについても気軽に相談し、助言を受けることができる。学生は、各教員のオフィスアワーを掲示板などで確認しながら相談を受けるようになっている。

また、質問票の制度により、日常的に学生の意見をくみ上げる仕組みを整えている。

### (3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

教職員協働による学生支援の取り組みを引き続き強化する。オフィスアワーの現状、TA 制度の現状の把握を行い、さらなる改善に取り組む。

【資料 2-3-1】アドバイザー教員制度について・オフィスアワーについて（学生便覧 2016・P42）

【資料 2-3-2】名古屋音楽大学ティーチングアシスタント制度規程

【資料 2-3-3】TA 制度の運用に関する内規

【資料 2-3-4】質問票

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 《2-4 の視点》

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

##### (1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

##### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

ディプロマポリシーを明確にし、ホームページ上に公表している。単位認定の基準については、科目ごとにシラバスに明記するように徹底している。進級と卒業・修了認定の基準については、学則並びに履修規程、大学院学則並びに大学院履修規程、学位規程及び学位論文等並びに最終試験に関する規程に明確に定めている。運用については、規定に従い厳正に適用している。実技系の科目については、学内のホールや教室において、学生が一人ずつ演奏を行い、それを複数の担当教員が採点し、その集計結果をもって単位認定を厳正に行っている。卒業試験、修士演奏についても、複数教員による採点及び審査を行った

うえで、教授会並びに研究科委員会において卒業並びに修了の判定を厳正に行っている。

また判定基準については、従来のA(80点以上)、B(70~79点)、C(60~69点)、D(59点以下)の4段階の評価から、平成27(2015)年度入学生よりS(90~100点)の評価を加えA(80~89点)、B(70~79点)、C(60~69点)、D(59点以下)の5段階の評価を取り入れた。

【資料2-4-1】《HP》ディプロマポリシー【資料1-3-7】と同じ

【資料2-4-2】名古屋音楽大学学則、名古屋音楽大学大学院学則【資料F-3】と同じ

【資料2-4-3】名古屋音楽大学履修規程【資料2-2-8】と同じ

【資料2-4-4】名古屋音楽大学大学院音楽研究科（修士課程）履修規程

【資料2-4-5】名古屋音楽大学大学院学位規程

【資料2-4-6】名古屋音楽大学大学院音楽研究科（修士課程）学位論文等並びに最終試験に関する規程

【資料2-4-7】GPA制度導入に関する教授会・研究科委員会資料

【資料2-4-8】成績評価、GPA制度（学生便覧2016・P41）

### (3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

平成27(2015)年度入学生よりGPA制度を導入した。GPAの進級・履修指導への活用については今後整備を進めて行く。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 《2-5の視点》

#### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

##### (1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

##### (2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ＜同朋学園キャリア支援センター＞

キャリア支援センターは、名古屋キャンパス職員3名、小牧キャンパス職員3名の計6名の常勤職員体制で、学生の進路支援の分野を一手に引き受けている。

進路相談、求人検索、企業・法人対応、就活支援、各種支援講座の実施など、学生のニーズに応じた支援を目標とし、同朋学園らしい個別の対応をベースに学生の進路選択に貢献するべく活動を実施している。

進路相談では、学生1名と職員1名の個別面談を原則とし、大学3年次～4年次にかけて定期的に面談の機会を持つことを必須として対応している。状況や考えの変化に応じたアドバイスの機会を作ること、今後学生が自ら相談に来ることをしたくなる関係を築いている。

求人検索は、企業・法人から寄せられた求人情報を「求人受付NAVI」等の外部機関サービスを利用してデータ化し、パソコン端末等で学生が随時求人情報の確認できるよう

にしている。同時に、寄せられた情報紙やパンフレットと共に業界別にファイリングし、業界別のソートで資料が見られるように情報を提供している。

企業・法人対応では、受け入れ先となる企業との求人情報の提供、業務内容の理解向上、学生接点の機会の創出などを中心に情報交換を実施。新卒の採用を希望する会社・法人・団体と学生にとってのよりよいマッチングを目的に訪問・来訪対応をおこなっている。また、卒業生の就職した法人からは近況報告をいただき、今後の学生の指導や情報提供につなげている。近年では、多様化する企業のニーズに合わせ、大学として提供できる求人のある方や学生の能力の活かし方などを提案し、新たな求人をいただくケースも実現した。少人数の伝統校の強みを生かして、古くからの付き合いのある企業・法人からの依頼や連携にも対応し、学生の利益となる機会の創出も含んでいる。

就活支援では、実際の就職活動に沿って伴う様々な悩みや不安に対して、具体的なアドバイスや情報を提供している。やりたいことを見つけるための自己分析から、企業・法人の探し方、志願書類の書き方、面接対策、スケジュールの進行の方法、意思決定、内定後のフォローなど、あらゆるフェーズで発生する学生の不安に、随時対応することを心掛けている。

各種支援講座では、年次や希望に応じて学生がキャリアプランを考えるに必要な知識・技術の習得の支援をめざし、無料～有料の講座まで広く提供している。一部の講座は教員・カリキュラムとも連携し、必須参加として学生の意識の向上をはかっている。学生が卒業後の進路を主体的に考え取り組むこと、目指す道が見つかったときに目標を実現するための支援を念頭に、毎年学生のニーズと採用側のニーズの変化を汲み取り、講座を開催している。以下の表は昨年度の実施例である。

【平成 27(2015)年度実施・無料講座】

説明会・講座等名	対象年次	
	学部	大学院
学部4年生・大学院2年生個人面談	4年	2年
自衛隊自衛官〔陸・海・空〕(音楽隊含む) 募集説明会	1～4年	音1・2年
愛知県・岐阜県・警視庁警察官募集説明会	1～4年	音1・2年
新卒ハローワーク利用説明会	4年	音2年
ヤマハ音楽教育システム講師採用試験の対策講座(1回目)	4年	2年
カワイ音楽教室講師募集説明会(1回目)	1～4年	1・2年
学内合同企業説明会/福祉関係就職説明会	4年	音2年
名古屋市教員採用試験説明会	4年	音2年
ヤマハ大人の音楽レッスン講師募集説明会(1回目)	1～4年	1・2年
島村楽器講師募集説明会〔インストラクター含む〕	1～4年	1・2年
3年生・大学院1年生進路セミナー(1回目) ※講義連携	3年	1年
ヤマハ音楽教育システム講師募集説明会(2016卒B日程用)	1～4年	1・2年
模擬面接(5月～7月/9月～2月)	4年	音2年
個別企業、施設等の説明会、OB説明会、業界研究等。	1～4年	音1・2年



名古屋音楽大学

ヤマハ音楽教育システム講師採用試験の対策講座（2回目）	1～4年	1・2年
3年生・大学院1年生進路セミナー（2回目） 教育実習事前指導の授業内	3年	1年
3年生・大学院1年生個人面談	3年	1年
ヤマハ大人の音楽レッスン講師募集説明会（2回目）	1～4年	1・2年
ヤマハ音楽教育システム講師募集説明会（2017卒A日程用）	1～3年	1年
教員採用試験対策説明会〔今年度合格者からの声〕 教育実習事前指導の授業内	3年	
公務員・教員対策セミナー	1～3年	音1年
公務員・教員なんでも相談会	1～3年	音1年
女子学生身だしなみ講座〔ヘア・メイク〕	3年	音1年
就職活動マナー講座	3年	音1年
男女身だしなみ講座〔服装〕	3年	音1年
履歴書・エントリーシート書き方講座	3年	音1年
面接対策講座	3年	音1年
J-NET〔求人検索NAVI〕活用講座	3年	音1年
福祉の就職総合フェア〔名古屋会場〕	4年	音2年
福祉の就職総合フェア〔豊橋会場〕	4年	音2年

【平成27(2015)年度実施・有料講座】

講座等名	対象年次	
	学部	大学院
介護職員初任者研修講座（～12月）〔旧ホームヘルパー2級〕	1～4年	音1・2年
TOEIC講座（レベルチェックテスト1日＋講座8日＋試験1日）	1～4年	音1・2年
Word講座（講座5日＋試験1日）	1～4年	音1・2年
Excel講座（講座5日＋試験1日）	1～4年	音1・2年
エントリーシート対策講座〔模擬試験含む〕	3年	音1年
一般常識試験対策講座〔模擬試験含む〕	3年	音1年
SPI3試験対策講座〔模擬試験含む〕	3年	音1年
一般教養試験〔筆記試験〕対策講座〔警察官型全国公開模擬試験／地方上級型全国公開模擬試験含む〕	1～3年	音1年
論作文対策講座	1～3年	音1年

キャリアガイダンスは、講義との連動で参加を必須としてキャリア支援センターを中心に、各年次の学生に対して実施している。学生には「就職の手引き」と該当年度「就職支援スケジュール表」を配布、3年次より進路登録票を記入してもらい、それに基づき就職が決まるまでの間、個人面談を通じて就職支援を行っている。また就職支援の為の各種説明会やセミナーを開催している。更には、同朋学園三大学の教員がキャリアデザインを助言できる領域と教員名が書かれている「あなたのキャリアデザインをサポートするアドバ

イザー（一覧）」も配布し、教育課程以外の支援の機会も提供している。

教育課程内では、キャリア支援科目である「音楽と人生Ⅰ～Ⅳ」において、社会的自立と職業的自立を促す内容でキャリア教育を適切に行っている。「音楽と人生Ⅰ・Ⅱ」は、社会的・職業的に活躍している方々を学内外から講師に招き、オムニバス方式で実施している。学生たちが、社会と職業、専門と職業のつながりについて学ぶよい機会となっている。また、「音楽と人生Ⅲ・Ⅳ」では、自己分析、ビジネスマナー、キャリアタイプ診断、キャリアプランシートの作成、自己プレゼンテーションなど、具体的かつ実践的なキャリア支援教育を実施している。

また、教育免許状取得希望者に対して、教職科目や教科法に関する科目を通じて、系統的・体系的な指導が行われている。更に「フィールドワーク実習Ⅰ～Ⅳ」や「インターンシップⅠ～Ⅳ」「教職実践演習」「企画制作実習Ⅰ・Ⅱ」「ステージマネジメント実習Ⅰ～Ⅳ」「スタジオ実習Ⅰ～Ⅳ」など、実践に即した教育の機会も提供している。これまでの主なインターンシップ実績としては、名古屋市文化振興事業団をはじめとして、愛知県芸術劇場、東文化小劇場、熱田文化小劇場、長久手文化の家や、株式会社第一楽器にて行われたものがある。「ステージマネジメント実習Ⅰ・Ⅱ」および「ステージ実習Ⅰ～Ⅳ」においては、大学主催演奏会当日の裏方、表方の実習を行い、演奏会運営の学びを実践している。大学院進学者や卒業後の留学希望者については、個人レッスン及び専門科目を通じて、一人一人に応じた指導をきめ細かく系統的に行っている。

カリキュラム外においても、音楽家としてキャリアを積む上で重要な聴衆の前での演奏の機会が、地域より演奏部に寄せられる依頼に応える形で行われる演奏会（「出張コンサート」）を通して与えられ、その数は年間50回以上に及ぶ。

平成26(2014)年より、音楽大学の学生による企画制作コンサートを岡崎市シビックセンターが支援・サポートするシリーズ「コロネット音楽大学シリーズ」に参加している。音楽ビジネスコースの学生が中心となり、企画・制作・運営のすべてを学生が手掛け、平成26(2014)年9月には舞踊・演劇・ミュージカルコースの学生が出演した「ミュージカル公演 STEP!」を開催した。平成28(2016)年2月にはジャズ・ポピュラーコースの学生・教員が出演した「ディズニー・オン・ビッグバンド」を開催した。音楽家あるいはそれを支える人材を育てるこうした現場体験が、実践的な学びの場として、将来のキャリア形成の基礎となっている。

【資料 2-5-1】 就職の手引き 2015-2016

【資料 2-5-2】 進路登録票

【資料 2-5-3】 あなたの進路や就活、キャリアデザインをサポートするアドバイザーの紹介

【資料 2-5-4】 学内企業展配布冊子(平成 27(2015)年度実施)

【資料 2-5-5】 平成 27(2015)年度インターンシップ実績

【資料 2-5-6】 平成 27(2015)年度めいおん出張コンサート実績

【資料 2-5-7】 ≪HP≫授業計画（シラバス）【資料 F-12】と同じ

### (3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

個人レッスン制という音楽大学の特色、さらには小規模大学というメリットを最大限に活かして、一人一人の学生に応じたきめの細かい指導を引き続き行っていく。その際、教員間や部署間での情報共有を促すことで、組織的に支援する体制を整えていく。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 《2-6 の視点》

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

#### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

### (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

教育目的の達成状況の点検として、年度末に授業アンケートを実施している。実技レッスンについては、師弟関係を伴う個人レッスン制であることから、長らく授業アンケートを実施することについての抵抗が存在したが、平成 25(2013)年度からは、実技レッスン科目を含むすべての科目について例外なく授業アンケートを実施している。アンケートの結果について各授業担当教員に通知し、改善計画書の提出を求めている。

平成 27(2015)年度には、FD 委員会を中心に平成 26(2014)年度末の授業アンケートに対する改善計画書に基づき、講義科目に対しては FD 講習会、実技科目についてはコースごとに FD 分科会を開き授業改善をより確実なものにする活動を行った(FD 講習会 10 月 15 日、FD 分科会管楽コース 10 月 26 日、ピアノ、邦楽、音楽総合コース 11 月 19 日、声楽コース、打楽コース 11 月 30 日)。また平成 27(2015)年度より授業評価アンケートの設問内容を講義科目と実技科目それぞれの授業実態に合わせたものにし、教育目的の達成状況の点検をより明確にするための改善を行っている。

授業評価アンケート及び改善計画書は同朋学園大学部附属図書館で閲覧可能となっており、透明性の確保も保たれている。

【資料 2-6-1】 学生による授業アンケート用紙（実技系・講義系）

【資料 2-6-2】 2015 年度学生による授業アンケート結果資料

【資料 2-6-3】 授業改善計画書

### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

包括的に実施するに至った授業評価アンケートについて、これを継続的に毎年実施するとともに、今後、系統的に調査結果の分析を行い、具体的な教育改善へのフィードバックを行う。

## 2-7 学生サービス

### 《2-7の視点》

#### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

#### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

##### (1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

##### (2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

同朋大学との共通組織で各大学の学務課が所管する学生相談室と健康管理室の運営については、学生相談室・健康管理室運営委員会規程、健康管理室使用規程、学生相談室規程を定め支援を行っている。学生相談室、健康管理室には専門の職員が配置され、学生に対する健康相談、心的支援、生活相談などを行い、適正に機能している。平成 27(2015)年度の健康管理室の利用者累計は 158 名、学生相談室の利用者累計は 280 名で面談回数の累計は 592 回である。初めて学生相談室に行くのに躊躇する学生の為に、ランチ会や茶話会(「ティータイム “しゃべり場”」)を実施している。これらの会に教員を招き、普段の授業では聴けない話を聴くことのできる機会ともなっている。これらの取り組みを通して、相談室の気軽な利用につなげている。

学生相談室・健康管理室運営委員会の下におかれている学生相談部会では、定期的に学生支援のための講習会を教職員向けに企画・実施しており、特に発達障害などのニーズのある学生が安定して学生生活を送れる様に努めている。

学生に対する経済的支援としては、入学時特待制度および在学生への特待制度がある。外部奨学金として、学生支援機構のほか、山田貞夫音楽財団奨学金を運用している。平成 26(2014)年度より東本願寺奨学金が新設され、学生の留学費用などに活用されている。

「名古屋音楽大学コンクール等参加助成選考規程」に基づき、コンクール等で上位入賞した学生に対して、当該コンクールに参加するために要した参加費、交通費、宿泊費の全額ないしはその一部を支給している。学生の学習成果を試すコンクール等への挑戦を、大学として積極的に応援している。

学生の課外活動については、雅亮会（保護者会）の補助を受け、学務部を通じてサークル活動費への支援を行っている。社会人や留学生、編入生については、ランチ会を開催するなど、大学へのスムーズな移行ができるように支援している他、個別に一人一人の状況に応じた支援を行っている。

学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用については、質問票の制度により、学生からの要望や疑問について、学務課を通じて直接的に大学当局に問い合わせることのできる仕組みがあり、適正に機能している。質問の内容に応じて、学務部長をはじめとする教職員が回答している。

【資料 2-7-1】 学生相談室・健康管理室運営委員会規程

【資料 2-7-2】 健康管理室使用規程

【資料 2-7-3】 学生相談室規程

【資料 2-7-4】 2015 年度健康管理室の利用状況について

- 【資料 2-7-5】 2015 年度（学生相談室）来談者状況
- 【資料 2-7-6】 学生相談室企画案内（ランチ会、「ティータイム “しゃべり場”」他）
- 【資料 2-7-7】 同朋大学・名古屋音楽大学学生相談活動報告書-第 14 号-
- 【資料 2-7-8】 名古屋音楽大学学納金納付規則
- 【資料 2-7-9】 同朋学園私費外国人留学生の授業料減免に関する規程
- 【資料 2-7-10】 名古屋音楽大学コンクール等参加助成選考規程
- 【資料 2-7-11】 2015 年度クラブ助成金一覧
- 【資料 2-7-12】 2015 年度学生相談室グループ活動報告
- 【資料 2-7-13】 アドバイザー教員制度について【資料 2-3-1】と同じ
- 【資料 2-7-14】 名古屋音楽大学におけるハラスメントの防止などに関する規程
- 【資料 2-7-15】 質問票【資料 2-3-4】と同じ

### **(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）**

小規模大学という特性を活かし、顔の見える関係を重視し、一人一人に対しきめの細かいサービスが行われている。おおむね良好に機能しているが、外部資金を含む奨学金制度の拡充、さらなる学生サービスの向上に努めたい。

## **2-8 教員の配置・職能開発等**

### **《2-8 の視点》**

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

#### **(1) 2-8 の自己判定**

基準項目 2-8 を満たしている。

#### **(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

大学設置基準で定める必要専任教員数は満たしているが、大学設置基準において求められている教授数については 2 名不足している現状にある。この背景には、平成 24(2012)年度から定年退職者を含む退職が数多くあり、それに伴う新規採用人事が相次いで集中的に行われたことがあげられる。平成 24(2012)年度以降の退職者は教授 14 名、准教授 2 名の計 16 名であり、他方、これに伴う採用人事は教授 2 名、准教授 9 名、専任講師 4 名である。平成 24(2012)年度以降の 4 年間で、設置基準上の必要専任教員数 24 名のうちの半数以上が入れ替わったことになる。採用にあたっては、大学の未来を担いうる将来性のある人事を行うことを最優先とし、この機会に専任教員の大幅な若返りを図った。限られた採用人員枠の中で、大学の発展を担いうる将来性のある適格者を採用することを第一義に考えた結果、大学設置基準において求められている教授数が不足する状態となっているが、これはこうした事情による一時的な欠員であり、今後の昇格等の人事計画において是正される

予定である。大学の使命と目的に基づく教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置は適正に行われている。新規採用は、教員資格審査委員会の面接を経て、その結果も加味して教授会における議論を経て投票により適切に行われている。教員の採用、昇任については、教員選考規程に基づき、教員選考基準に従い、教員選考委員会及び教員資格審査委員会での手順を踏まえて、適切に行われている。

FD 委員会を中心に平成 22(2010)年度～24(2012)年度に各 2 回、平成 25(2013)年度に 3 回、平成 26(2014)、27(2015)年度に各 4 回、計 17 回の委員会を行った。平成 25(2013)年度以降は、授業評価アンケートの結果を各教員に提示し、授業の改善を「改善計画書」として提出させ、それに基づいた FD 講習会を年に一回開催することで授業改善に役立っている。

平成 26(2014)年度より授業評価アンケートの質問紙を実技科目・講義科目で異なるものに改め、より細かな授業改善に役立てるべく努力を継続している。平成 27(2015)年度、授業評価アンケート質問紙に自由記述欄を設けるなど若干の改訂を行った。

平成 27(2015)年度より、授業評価アンケートだけでは吸い上げきれない実技面の問題点のチェックを目的として、実技の系統ごとに（ピアノ、管楽、弦楽、打楽、声楽、電子オルガン、作曲・映像音楽）FD 委員同席の下に分科会を開催している。

シラバスについては、学務部の協力の下に FD 委員会が提出されたシラバスをチェックし、各教員に改善点を示している。

大学教員評価については、学園大学教員評価制度委員会が全専任教員について毎年度実施しており、評価結果を本人に通知し、改善を求めている。

教養教育の実施については、音楽応用系の専任教員が協力して行っている。教養教育充実のために、学園内の 3 大学での単位互換の促進が図られている。

- 【資料 2-8-1】名古屋音楽大学教員選考規程
- 【資料 2-8-2】名古屋音楽大学教員選考委員会規程
- 【資料 2-8-3】名古屋音楽大学教員資格審査委員会規程
- 【資料 2-8-4】名古屋音楽大学教員選考基準
- 【資料 2-8-5】名古屋音楽大学大学院研究科担当教員選考規程
- 【資料 2-8-6】名古屋音楽大学大学院研究科担当教員資格審査委員会規程
- 【資料 2-8-7】名古屋音楽大学大学院研究科担当教員資格審査基準
- 【資料 2-8-8】学校法人同朋学園大学教員評価制度委員会規程
- 【資料 2-8-9】学校法人同朋学園大学教員評価制度実行委員会規程
- 【資料 2-8-10】教員評価制度委員会関係資料
- 【資料 2-8-11】名古屋音楽大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程【資料 2-2-5】と同じ
- 【資料 2-8-12】2015 年度 FD 委員会議事録

### (3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

教員評価制度の結果の活用についてさらに検討を進める。

## 2-9 教育環境の整備

### 《2-9の視点》

#### 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

#### 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

##### (1) 2-9の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

##### (2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学設置基準の定める校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境は適切に整備されており、適切な運営と管理が行われている。

耐震補強工事については全館すでに完了している。また、キャンパス内のバリアフリー化についても、点字ブロック、スロープ、手すり、点字サインなど必要に応じた対策を講じている。

平成 26(2014)年にコンピュータ教室のコンピュータをすべて入れ替え、その折に音楽制作及び楽譜作成ソフト「シベリウス」をインストールしている。

オーケストラ実習室、オペラ実習室、ミュージカル実習室、録音スタジオをはじめ、各種実習施設は適切に整備されている。大学が擁する 3つのホールは、多様な教育研究活動のほか、一般への貸し出しも含め、幅広く活用されている。教室外学習のための練習室も適切に整備されている。楽器室も適切に整備され、学生への楽器貸出も適切に運用されている。

大学施設の開放は、ホール貸出のほか、図書館の閲覧、公開講座の開催、附属音楽アカデミーにおける音楽教室の開催など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力を積極的に行っている。学生証による練習室貸出や入退室管理、入館管理など、学生の利便性と安全性に配慮した運用が行われている。施設設備等のメンテナンスは定期的に行われている。学内でのパーソナルコンピュータの使用環境の整備にも着目し、適宜、Wi-Fi スポットを設置している。図書館での資料・文献検索の利便性向上の為、OPAC の使用環境は常に向上されており、学外からの利用にも対応している。

小規模大学の最大のメリットであるが、授業を行う学生数については、個人レッスンをはじめ、少人数で適正な数において行われている。受講人数に応じたクラス数の調整も適切に行われており、教育環境に対する学生の不満は少ない。

### ●大学部附属図書・情報センター

(大学部附属図書館)

同朋学園大学部附属図書館(名古屋キャンパス)は、「学校法人同朋学園大学部附属図書・情報センター規程」(平成 27(2015)年 4月 1日施行、平成 28(2016)年 3月 12日改正)に基づいて設置されている。センター化に伴い、運営組織上は、名古屋造形大学図書館(小牧キャンパス)と合わせ、学園が設置する三大学の共用施設として位置付けられた。

本図書館は、名古屋キャンパスに設置される、主に同朋大学及び名古屋音楽大学の学生及び教職員の教育・研究に供している。また、登録制により、卒業生や一般学外者の利用も受け入れている。利用者にとっては、2つの大学の専門分野に関連した蔵書を利用する

ことができ、学習や研究の幅を広げられるのも本図書館の大きな特徴といえる。

校地は隔たっているが、愛知県小牧市の小牧キャンパスに設置されている名古屋造形大学図書館との間に図書資料の相互貸借を行っており、また学生による一般書店での「選書ツアー」を初め、企画展の開催等、日頃の運営においても相互協力体制を敷いている。

環境面については、大学部附属図書館の総面積は2,859㎡であり、その内訳は、閲覧室1,771㎡、CD、DVD等のAV資料を視聴するためのコーナー104㎡、書庫を含む管理スペース等562㎡である。また、閲覧室の座席総数は257席であり、学生の利用に不便なく応えている。

蔵書に関しては、平成27(2015)年度末の蔵書数は、2大学合わせて約28万点である。その内、名古屋音楽大学の蔵書は約15万点である。内訳は、図書(和書・洋書)6万9千点、楽譜4万1千点、CD、DVD、VTR等の視聴覚資料4万点である。

設置機器・備品に関しては、VHSビデオデッキ24台、LDデッキ12台、DVDデッキ24台、レコードプレーヤー2台、パソコン3台、OPAC端末12台、パソコン用プリンター1台、マイクロリーダー1台、コピー機2台、入館者用ロッカー22箱である。平成27(2015)年度から館内での学習支援の取り組みとして、ノートパソコン4台の貸出しを始めた。

図書館の開館日は、2大学の授業開講日の開館を基本とし、年間平均70%の開館率を確保しており、その外に蔵書点検・書架整理日を設けている。開館時間は、授業開講期間は午前9時から午後7時まで、土曜日は午前9時から午後5時までである。特に、土曜日の開館時間は、一般学外者や名古屋音楽大学附属音楽アカデミー音楽教室の講師並びに一般受講生の利用にも対応している。

これらの情報は、図書館ホームページや掲示物を通して利用者に周知している。

#### (情報サービス施設)

図書館を中心とした棟、Dプラザ閲覧の3階に図書・情報センターがあり、同棟の2階にはセンターが管理するサーバー室が設けられている。サーバー室は同朋学園の情報サービスを提供するためのネットワークやサーバーといった機器が集約的に整備され、サーバー室を中心とした同朋学園情報ネットワークが構築されている。

同朋学園は名古屋キャンパスのみならず小牧キャンパスも含め、同朋学園の教育部門、事務部門、管理部門、研究室や各種研究所、図書館、キャリア支援センターといった殆どの施設が同朋学園情報ネットワークで繋がっている。コンピュータ教室の教育施設と連携したActive Directoryサービス、LDAP認証システムやフィルタリングサーバーと連携したインターネットやメール利用サービス 事務部門が学籍や成績など学生情報を管理するシステム、学生証で練習室を予約して、部屋の鍵まで管理するセキュリティシステム、学生や教員に向けて休講補講や掲示板などの情報を発信するサービス、大学教員の研究業績を管理して一般公開するシステムなど多くの情報サービスやシステムが展開しており、図書・情報センターが設備とシステムの両面を一元的に管理している。

なお、サーバー室の入室には認証カードにて厳重に制限がかかるセキュリティ対策が施されている。設置されている情報機器には最適な状態で稼働するように室温の調整と監視システムを行い、災害対策として免震対策装置を設置して、情報サービスにて集められたデータの保管には耐火金庫を使用している。



### ●MM教室 (A301)

平成26(2014)年度にコンピュータ教室のコンピュータをすべて入れ替え、最新のアプリケーションソフトへの対応を果たした。この教室では、ITの基礎やビジネスソフトを学ぶといった一般カリキュラムに準じた授業だけではなく、DTM(デスクトップミュージック)やDAW(デジタルオーディオワークステーション)を用いた音楽制作環境も備えている上に、音楽大学生からのニーズが高いノーテーションソフトウェア(譜面作成支援ソフトウェア)も利用できるようになっている。

コンピュータは36台あり、個別に利用できるのも、音楽制作や譜面作成などがいつでも行えるようになっており、学生たちは、譜面作成や編曲の響きの確認でDTMソフトウェアを使用したり、実際の音楽を作成し、配信のためのデータ化などに利用するなど有効に活用している。

### ●映像音楽コース実習室 (B402)

専門的に映像音楽やDTMを学ぶ学生のために、MM教室とは別に、専門のコンピュータと周辺機器を備えている。音楽制作で使われることの多いアップル社の製品を中心に、音楽制作の効率化を図るため専用の制作システムを5台構築している。

このシステムの特徴は、

- (1) 大画面の採用による制作効率の向上
- (2) DSP(デジタルシグナルプロセッシング)チップ内蔵のオーディオインターフェイスを採用し、従来の音楽大学ではあまり使用を考えていなかった、エレクトリックギターやエレクトリックベースの接続が容易に行えるようになっている。
- (3) 複数のヘッドフォンで聴くことができるようになっており、スイッチだけでモニタースピーカでの作業も可能である。排他的に利用できる時間には、スピーカを使用した大音量での視聴が可能になっている。これは既存の楽曲の音楽的、音響的解析にも役立っている。
- (4) グランドピアノを設置することにより、作曲のインスピレーションを高めることができる。音楽の制作方法は様々だが、コンピュータの画面で音を積み上げていく方法だけでなく、従来の楽器を演奏しながらの作曲環境は、現在においても重要である。
- (5) それぞれに特徴のある音源を採用しているのも、クラシックオーケストラのシミュレーションの音源が豊富なもの、ボーカロイドと呼ばれる音声合成ソフトウェアをインストールしてあるものなど、あえて統一せずにインストールすることにより、予算を抑えながらも比較的高価なソフトウェアを導入できており、個人で所有する環境との差別化を図っている。これにより、自宅ではなく大学で作曲をする意味を持たせている。
- (6) スペースを広くとり、複数の学生が使用した場合でも快適な環境を確保している。また窓を広く使い閉鎖感がない快適な空間となっている。

- (7) 隣にレコーディングスタジオがあり、楽器の移動などが楽に行えるだけでなく、スタジオと同じソフトウェアを用意しているため、スタジオで収録した音源をそのまま編集することができる。

#### ●音楽ビジネスコース実習室（B401）

音楽ビジネスコースは演奏などの表現を目的としておらず、演奏会の企画や運営などを専門的に学ぶコースであり、年次を超えて全体で一つの目標を目指すことが多い。音楽大学として、演奏表現の向上を図る練習室は十分に整備してきたが、音楽ビジネスコース専用の部屋がなかったため、平成26(2014)年度より音楽ビジネスコースの実習室を整備した。

様々な用途に使用するコンピュータも整備しており、音楽制作・動画編集・SNSの活用・ウェブページ制作・チラシやチケットの制作・DTP（デスクトップパブリッシング）などに活用されている。現在ミーディングルームとして、授業教室として、作品研究の場として様々な形で活用されており、以前は学生から不満が出ていた音楽ビジネスコースの環境がかなり改善された。

#### ●A403教室（舞踊・演劇・ミュージカルコース）

324㎡の大きなスペースの奥側をステージに、手前側をダンススタジオにすることにより、舞踊・演劇・ミュージカルコースのすべてのニーズに対応している。ステージエリアにはフルコンサートグランドピアノが常設されているほか、電子オルガンのための音響設備や、6本のネックウォーン型ワイヤレスマイクロフォンも用意されており、ミュージカルのための環境を整えている。また袖幕装置や可動式の反射板も備えているので、オペラなどの公演やリハーサルにも対応できるようになっている。

ダンススタジオエリアは、側面に大きく窓をとり、明るい自然採光による空間とする一方、壁面一面が鏡張りでレッスンバーも備えているので、クラシックバレエから日本舞踊まで幅広いジャンルに対応できる。

さらに 中二階になっている映写ブースには、小劇場と同程度の本格的な照明施設が設置され、カーテンを閉めれば舞台照明を使った本格的な公演やリハーサルが可能になっている。さらに、同階の近くにはロッカールームを完備しており、座学と体を動かす実習との両立を助けている。

#### ●めいおんスタジオ（レコーディングスタジオ）

本格的なレコーディングスタジオで、B号館改築の際に新設された。専門家による設計と音響調整がなされており、24チャンネルの同時録音が可能で本格的システムを使用し、クラシックだけでなくジャズやロックバンドまで様々なジャンルに対応できるレコーディングスタジオである。最新式のDAW（デジタルオーディオワークステーション）によるレコーディングは、高品位のマイクロフォンと相まって、原音に忠実な録音から、積極的に音を変化させていくミキシングまで、プロフェッショナルスタジオ以上の環境が整っていると見える。

現在、めいおんスタジオは大きく4つの役割を担っている。

- (1) スタジオワークを通じ、音楽制作や音響基礎を学ぶ場として、機材の取り扱いだけでなく、音響心理学や音響工学なども実際に音を出し目と耳で学ぶことができることから、他にはないユニークな講義を開講している。
- (2) 録音実習の場として、声楽コースやジャズ・ポピュラーコースなどは授業の中にスタジオレコーディング体験を取り入れている。学生は演奏を客観的に聴き、自身の演奏表現に役立てるだけでなく、いつもとは違った環境の中で、演奏者の立場から音楽制作の疑似体験ができる。
- (3) 全学生に対しての録音サービスを提供している。プロフェッショナルのレコーディングエンジニアが常勤しており、申請をするだけで90分以上の時間が与えられ、高品位な音質のレコーディングが無料でできるようになっている。利用に関しての細かい規定はなく、学生は日常的な演奏のクオリティチェックから、コンクールなどの応募音源の作成まで様々な目的で使用している。その他ビデオ撮影と編集への対応や、スタジオ主催のレコーディングデイなどもおこなっており、他大学に類を見ないこの環境は、学生の演奏力向上に大きな効果をもたらしている。
- (4) 大学からの情報発信や地域連携に関してもスタジオが利用されている。大学ウェブページの一部動画配信の編集や音質調整、サウンドロゴやベル音などの制作もおこなっている。他には愛知県警防犯少年団（通称“コノハキッズ”）の歌「栄光の未来へ～われらコノハキッズ～」は当スタジオで録音され編集された。現在でも愛知県警のウェブページで公開されている。

<https://www.pref.aichi.jp/police/anzen/shijo/konohakids.html>

#### ●めいおんホール

固定席245席+稼働席55席の中規模のホールながら、音質の良さだけでなく、様々な演目に対応できる多機能ホールである。

ピアノもスタンウェイD型とベーゼンドルファー・インペリアルというフルコンサートグランドピアノの最高峰を用意している。さらに寄贈によるヤマハCFⅢ-Sを加え、用途にあわせてピアノを選ぶことができるようになっている。これら3台のピアノは、常時調律・整音され、温度湿度管理されたピアノ庫に保管されている。

利用者の利便性も様々な面で図られている。調整室の機材にはあらかじめコンサートに必要な設定がなされており、電源を入れるだけで本格的な照明や、ワイヤレスマイクなどの音響機器を使用することができるよう工夫されている。またドレッサや洗面台など必要な施設の揃った楽屋2部屋、専用トイレ(男女別)、無料コインロッカー、通路専用エアコン、ホワイエを通らない通路階段など、舞台裏の施設も充実している。

#### ●楽器室

楽器室では、弦楽器、管楽器、打楽器のほか、邦楽器の三味線、箏、それにキーボードなど、本学の所有する楽器を貸し出している。弦楽器、管楽器は、楽器室奥の楽器庫で保管されており、譜面台、譜面灯、チューナー、メトロノーム、管楽器のメンテナンスに利用するキーオイル、バルブオイルやリードのメイキングマシーン、弦楽器の弓に利用する松ヤニ等の備品も用意されている。オーケストラや吹奏楽、オペラ、室内楽アンサンブル

の楽譜も所蔵している。また、馬斗琴（マトウチン）、海笛、二胡、四胡（スーフー）、ギター、シタール等の古楽器や楽太鼓、楽琵琶、笙、龍笛等の雅楽器も多数所蔵しており、定期的に大学内のめいおんホール前のホワイエにて展示している。

開室時間（職員在室時間）は、授業のある日は9:00～18:00、授業のない日は9:00～17:00で、楽器の使用は、8:00～21:00の間が可能となっている。開室時間外の楽器の貸し出しと返却は、施錠されている楽器室を学生証で開錠し、申請楽器を持ち運びできるようになっており、返却は利用当日内としている。「楽器貸出簿」に、借りたい楽器、備品名の番号、使用目的を記入させている。

土曜日・日曜日・祝祭日など休校日での使用は、前もって、「楽器利用申請書（土日祝日練習用）」を提出、長期間および演奏会など学外で使用する場合は、1週間前までに「楽器利用申請書」で申請させている。楽器の利用資格は、学生、教職員に限らず、本学卒業生や学生及び教職員の参加する演奏会並びに団体等の主催者等にも貸し出しを行っている。

平成27(2015)年度には、名古屋音楽大学50周年事業として以下の楽器を購入した。

- ・セルマー社製コントラバスクラリネット（1本）
- ・セルマー社製ソプラノサクソ、テナーサクソ、バリトンサクソ（各1本）
- ・オーボエリード製作工具一式
- ・ヤマハ社製コルネット（3本）
- ・レフイーマ社製バストラム（1台）
- ・ブラウン社製ピッコロフルート（1本）※発注中
- ・アダムス社製ティンパニー一式 ※発注中

【資料2-9-1】学校法人同朋学園校地一覧表（自己所有地、借用地）

【資料2-9-2】平成27年度校舎登記面積

【資料2-9-3】学園校舎配置図（学生便覧2016・P120-124）

【資料2-9-4】同朋学園情報ネットワーク（DINS）利用規程

【資料2-9-5】学校法人同朋学園情報ネットワーク図

【資料2-9-6】学校法人同朋学園共用施設運営協議委員会規程

【資料2-9-7】2016年度春学期教室台帳

【資料2-9-8】主な学内施設（大学案内2017・P57-61）

【資料2-9-9】楽器の使用について（学生便覧2016・P22）

【資料2-9-10】名古屋音楽大学楽器利用規程

【資料2-9-11】図書館利用の手引き（学生便覧2016・P27-29）

【資料2-9-12】学校法人同朋学園大学部附属図書・情報センター規程

【資料2-9-13】《HP》同朋学園大学部附属図書館

### (3) 2-9の改善・向上方策（将来計画）

適切な予算措置を行い、引き続き、楽器購入・メンテナンスや施設の充実を図る。

**【基準2の自己評価】**

本学の使命・目的に沿って、教育目的を明確にしている。学生受け入れの方針は明確であり、質のよい入学生を継続的に確保している。また、教育課程編成方針も明確であり、カリキュラムに体系的に実現されている。学生の質問や希望に応える仕組みも保証されており、学生満足度は高く、教育目的は良好に実現されている。単位認定と卒業についても適正に行われており、社会の各分野で活躍しうる人材を育てている。キャリア支援についても、取り組みを強化している。授業アンケートも包括的に実施することにより、教育内容と方法の改善に向けての取り組みが開始されている。学生サービスは適正に行われている。教員の採用と昇任についても、規程に従い、適切に行われている。教育環境の整備についても定期的な点検とメンテナンスが適正に行われている。

### 基準 3. 経営・管理と財務

#### 3-1 経営の規律と誠実性

##### 《3-1の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

##### (1) 3-1の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

##### (2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### ＜経営の規律と誠実性の維持の表明＞

本学園の経営は、建学の精神「同朋和敬」に基づき、『学校法人同朋学園寄附行為』第3条に掲げる「教育基本法及び学校教育法に従い、親鸞聖人の同朋和敬の精神による学校教育を行い、いのちを尊ぶ人間性豊かな人材を育成すること」を目的として、適正に運営されている。私立学校法に従い、自主性を重んじ、公共性を高めることによって、学園の健全な発達を図り、将来にわたって建学の精神を伝えていくという使命を達成するために、規律ある安定した経営の維持に努めている。

本学園は『学校法人同朋学園寄附行為』第15条に定める理事会を最高意思決定機関として置き、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。また、監事2名を置き、理事会、評議員会、常任理事会に陪席して適宜意見を述べるほか、学校法人の会計監査を実施する監査法人や内部監査室とも連携し、『学校法人同朋学園監事監査規程』に従って、監査業務を果たしている。学校法人と理事の間の利益相反については、寄附行為第15条第12項に「理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない」と規定している。

###### ＜使命・目的の実現への継続的努力＞

使命・目的の実現のため、本学園に理事会及びその諮問機関として評議員会を設け、さらに理事長及び常任理事をもって組織する常任理事会を設置している。常任理事会は、『学校法人同朋学園寄附行為細則』第8条に定める事項について審議決定する。これらの会議で協議策定された「中期経営計画」に基づき毎年度の「事業計画及び予算」を決定し、これにより目的実現に向けた業務執行が行われている。この「中期経営計画」と「事業計画及び予算」は、決算時に「事業の実績及び決算書」として常任理事会及び理事会、評議員会に報告され、当該年度の実績についてチェックを受けている。また、学園学監と所属長による「教育懇談会」において、教育改革の観点から「中期経営計画」の見直しを行い、継続的な経営改善のための努力をしている。また、経営改革の観点からは、学外有識者の意見を求めるため、学園学監と学外理事1名、評議員2名、学園事務局長からなる「経営懇談会」を開催し、諸課題について検討している。

経営懇談会開催日

平成 27(2015)年

5月29日、6月30日、8月4日、9月7日、11月9日、12月17日

平成 28(2016)年

2月10日、3月23日

教育懇談会開催日

平成 27(2015)年

5月12日、6月9日、6月29日、7月14日、8月4日、8月19日、9月4日

9月28日、10月6日、10月20日、11月9日、11月20日

平成 28(2016)年

2月4日、2月18日、4月5日、4月22日、5月13日

**<学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守>**

『学校法人同朋学園寄附行為』をはじめとする諸規程及び、各機関の学則等の諸規程は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする関係諸法令に従って規定し、法改正等に対応するよう見直しを行っている。平成 27(2015)年度学校教育法改正の対応について、本学園においても大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、『学校法人同朋学園寄附行為細則』を改正し、『学校法人同朋学園学長規程』を制定して、理事会において学長の選任を行うこととした。また、教授会の役割について見直しを行い、関連規程について改正を行い、平成 27(2015)年度より実施している。関係諸法令に基づく申請や届け出に関しては、『学校法人同朋学園文書取扱規程』、『学校法人同朋学園公印取扱規程』等に従って適切に行われている。さらに関係諸法令の遵守のため、『学校法人同朋学園監事監査規程』、『学校法人同朋学園内部監査規程』に基づき監事監査及び内部監査室監査を実施し、必要な改善措置を講じている。学校法人の会計監査を実施する監査法人と監事及び内部監査室は、『監査連絡会内規』に従って年2回の連絡会を開催し、それぞれ情報交換を行い、監査が十分に機能するよう協議・連携を図っている。一方、学園の業務運営に関し、法令若しくは学内諸規程に違反する行為の早期発見及び是正のために、『学校法人同朋学園内部通報並びに通報者保護に関する規程』を定め、不正の防止と法令遵守に努めている。教育研究においても、『名古屋音楽大学における公的研究費補助金の取扱いに関する規程』、『名古屋音楽大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程』によって、不正行為を防止するとともに高い倫理性を保持し、適正な研究活動が行われるよう取り組んでいる。

**<環境保全、人権、安全への配慮>**

環境に配慮した取組として、名古屋市の「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づき、「地球温暖化対策計画書」を策定し届け出をしている。これに従って、節電対策、クールビズ等を実施し、電力会社との契約を見直すなどして、エネル

ギー使用量の抑制に努めている。大規模災害に対する危機管理体制としては、『学校法人同朋学園消防計画（大規模災害対応型）』を策定し名古屋市に届け出をしている。これに基づき、自衛消防組織を編成している。また、耐震化、バリアフリー化を実施した学園の建物は、地域の防災拠点として名古屋市の避難所に指定されており、災害時避難所設置用間仕切りセットをはじめ、名古屋市の防災備蓄物資の保管管理を引き受けている。他に学園独自でも防災備蓄物資を備えており、学生はもとより地域住民の安全にも配慮している。

教育研究活動及び大学運営の公正の確保並びに学生・教員・職員等本学で学び働くすべての者の利益の保護を目的として、『名古屋音楽大学におけるハラスメントの防止などに関する規程』を設け、ハラスメントの防止及び排除のための措置、並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置を講じている。また、『学校法人同朋学園個人情報の保護に関する規程』、『学校法人同朋学園教職員安全衛生管理委員会内規』に従い、個人の権利や安全に配慮した組織運営に努めている。

#### <教育情報・財務情報の公表>

本学園は公共性の高い教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、学校教育法施行規則に則り、情報公開を行っている。学校教育法施行規則第172条の2に基づく教育情報公開については、ホームページのトップページに「教育情報の公開」のページへのリンクを置き、まとめて閲覧できるように工夫している。一般的な大学紹介、学部学科・大学院の構成、施設紹介などの情報の他、学修支援や就職・キャリアに関する情報、また、授業計画として「授業科目、授業の方法及び内容」、「年間の授業計画」、教員組織として「教員が有する学位及び業績」のリンクを設け、ホームページ内で積極的に公開している。さらに、大学ポータル（私学版）へは、スタート時から情報提供を行っており、適宜情報の更新をしている。財務情報については、同朋学園ホームページのトップページ下に情報公開のリンクを設け、「学校法人同朋学園情報公開」として平成19（2007）年度からの事業報告書と決算書類・財産目録、監査報告書を公開している。また、『学校法人同朋学園財務情報閲覧規程』を定めて、利害関係者へは財務情報の閲覧ができるように配慮している。さらに学園広報誌『Campus Report』にも財務状況、入試状況、進路状況などを掲載し、学園内及び外部の関係者へ配布している。

【資料 3-1-1】 学校法人同朋学園寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 3-1-2】 学校法人同朋学園監事監査規程

【資料 3-1-3】 学校法人同朋学園寄附行為細則【資料 F-1】と同じ

【資料 3-1-4】 学校法人同朋学園の中期経営計画

【資料 3-1-5】 平成28年度事業計画及び当初予算【資料 F-6】と同じ

【資料 3-1-6】 平成27年度事業の実績及び収支決算書【資料 F-7】と同じ

【資料 3-1-7】 学校法人同朋学園学長規程

【資料 3-1-8】 学校法人同朋学園文書取扱規程

【資料 3-1-9】 学校法人同朋学園公印取扱規程



- 【資料 3-1-10】 学校法人同朋学園内部監査規程
- 【資料 3-1-11】 監査連絡会内規
- 【資料 3-1-12】 学校法人同朋学園内部通報並びに通報者保護に関する規程
- 【資料 3-1-13】 名古屋音楽大学における公的研究費補助金の取扱いに関する規程
- 【資料 3-1-14】 名古屋音楽大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
- 【資料 3-1-15】 地球温暖化対策計画書
- 【資料 3-1-16】 学校法人同朋学園消防計画（大規模災害対応型）
- 【資料 3-1-17】 名古屋音楽大学におけるハラスメントの防止などに関する規程【資料 2-7-14】と同じ
- 【資料 3-1-18】 学校法人同朋学園個人情報保護に関する規程
- 【資料 3-1-19】 学校法人同朋学園教職員安全衛生管理委員会内規
- 【資料 3-1-20】 ≪HP≫名古屋音楽大学 <http://www.meion.ac.jp/>
- 【資料 3-1-21】 ≪HP≫同朋学園 <http://www.doho-group.ac.jp/>
- 【資料 3-1-22】 学校法人同朋学園財務情報閲覧規程
- 【資料 3-1-23】 学園広報誌『Campus Report』

### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き経営の規律と誠実性を維持していくため、運営に関連する法令に従って諸規程の整備を進めるだけでなく、ガイドラインなどの改定にも対応して見直しを進めるとともに、学園運営の中でより実効性のあるものとするために、必要な改正を行っていく。学園の危機管理については、大規模災害に備えたキャンパスづくりをめざして、防災対策を引き続き検討していくとともに、戦略的な危機管理体制の構築に向けて取り組んでいきたい。情報公開は、よりわかりやすい情報提供を心がけ、引き続き推進する。

## 3-2 理事会の機能

### ≪3-2 の視点≫

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

##### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

理事会は、『学校法人同朋学園寄附行為』以下「寄附行為」という）により学園の最高意思決定機関として位置付けている。理事会は、寄附行為第 5 条及び第 6 条に規定する理事 18 名をもって組織される。また、寄附行為第 14 条第 6 項により、理事会には監事 2 名が陪席し、法人の業務及び財産の状況について意見を述べることとしており、適切に機能している。

理事の構成及び選考については、寄附行為第 6 条において第 1 号理事（真宗大谷派の

役職者のうちから理事会において選任した者) 5 名、第 2 号理事 (所属長及び学園事務局長) 6 名、第 3 号理事 (評議員のうちから評議員会において選出し、理事会において選任した者) 3 名、第 4 号理事 (学識経験者又は功労者のうちから理事会において選任した者) 4 名と規定されており、適切に選考されている。

理事会は、1) 予算・決算、2) 長期の借入金、3) 基本財産の取得・処分、4) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄、5) 合併及び解散、6) 寄附金募集、7) 寄附行為の変更、8) 学部・学科の設置または廃止、9) 授業料の改定、10) 学則変更 (定員の増減を含む) 等、学園運営に関する重要事項について審議決定する。開催に当たっては、寄附行為第15条第9項において、理事総数の過半数の出席が無ければ開催及び決議することができないとしているが、同条第10項により、「理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」と規定している。また、同条第11項により「理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」としており、学園の意思決定については、私立学校法に基づいて適切に規定され、運営されている。

理事会の開催日は、毎年3月、5月、12月を定例としている。なお、必要がある場合はその都度理事長が召集し臨時に開催するため、意思決定の適時性についても問題がない。また、学園には常任理事により構成される常任理事会を置いており、概ね月2回開催される。寄附行為第18条において、「常任理事会は、法人の業務に関する重要事項以外のもので、あらかじめ理事会において定めた事項について審議決定する」とし、別途『学校法人同朋学園寄附行為細則』第8条において規定している。具体的には理事会が委任した事項、理事会に提案する事項、日常の業務執行に必要な事項等を審議決定することとしており、理事会機能の円滑化、合理化、迅速化を図っている。

平成27(2015)年度における理事会開催日程及び出席状況は図表3-2-1のとおりである。出席状況は良好で、適切な意思決定が行われている。なお、欠員の理事2名のうち1名は3月23日より、もう1名は4月1日より就任が決定され補充されている。

図表 3-2-1

理事会開催日	理事			出席率	監事出席
	現員	出席	欠席		
平成27年5月19日(火)	18名	16名	2名	88.9%	2名
平成27年12月4日(金)臨時	18名	16名	2名	88.9%	2名
平成27年12月22日(火)	16名	14名	2名	87.5%	2名
平成28年1月22日(金)臨時	16名	14名	2名	87.5%	1名
平成28年3月22日(火)	16名	15名	1名	93.8%	1名

【資料 3-2-1】学校法人同朋学園寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 3-2-2】学校法人同朋学園寄附行為細則【資料 F-1】と同じ

### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会・常任理事会の戦略的意思決定機関としての機能性を高めるために、中長期計画や経営戦略についての効果的なマネジメントを行うように、理事会・常任理事会の運営方策を引き続き改善していく。

## 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

### ＜3-3 の視点＞

#### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

#### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ＜大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性＞

学長は理事会で決定された方針に従い、大学学則に則り大学を統括し、大学運営に当たる権限を有しており、大学は理事会によって意思決定された事項について業務を遂行していく責任がある。また、教授会は、『名古屋音楽大学教授会規程』第4条に定めるように、教育研究に関する重要な事項について、意見を述べるものとしている。さらに、学長は大学の運営委員会、教授会での意見をもとに意思決定を行い、理事会に提案する権限をもっている。

運営委員会は、大学の管理運営に関する重要事項を審議するために、学長、学部長、大学院研究科長、各系長、学務部長、演奏部長、入試・広報センター長補佐、事務部長等により構成されている。運営委員会は、『名古屋音楽大学運営委員会規程』第5条にあるとおり、(1) 教授会に提案する案件の取り扱いに関する事項、(2) 学長から諮問された事項、(3) 教授会から諮問又は委任された事項、(4) 将来構想並びに中・長期計画に関する事項、(5) 各部会及び各部間の連絡調整に関する事項、(6) 施設・設備の整備に関する事項、(7) 予算に関する事項、(8) 教務及び学生生活に関する事項、(9) 本学が主催して行う演奏会の企画及び実施に関する事項、(10) 入学試験の改善及び実施に関する事項、(11) 本学の広報全般に関する事項、(12) その他必要と認められた事項を審議する。

大学院では、学長が音楽研究科委員会（以下、研究会委員会）を招集し、学長が議長を務める。『名古屋音楽大学大学院音楽研究科委員会規程』第3条に定めるように、研究科委員会は、(1) 学生の入学、修了及び各種課程の修了に関する事項、(2) 学位の授与に関する事項、(3) 学生の休学・退学・転学・除籍・復学等に関する事項、(4) 学生の賞罰に関する事項、(5) 学則変更に関する事項、(6) 教育研究に関する各種規程に関する事項、(7) 研究科課程の編成及び履修に関する事項、(8) 教員の資格審査に関する事項について、意見を述べるものとしている。

### ＜大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮＞

学長の選任は、『学校法人同朋学園学長規程』の規定により理事会において選任し、理事長が任命する。大学の意思決定と業務執行における適切なリーダーシップを発揮できる学長を選考するため、学長候補者選考会議は理事2名、当該大学の教員2名・職員1名、学外有識者2名で構成され、当該大学教授会の意見を聞いた上で選考基準を具体的に定め、応募要項を広く学内外に公表し公募することとしている。

学長は業務執行をサポートする体制を構築するため、各役職者を選任する。学部長・研究科長・系長の選出はそれぞれ選出・選考に関する規程に従って行われ、学長が選任する。また、学務部長、演奏部長についても、学長が選任する。事務部長は同朋学園理事長が任命する。さらに、『学校法人同朋学園入試・広報センター規程』、『学校法人同朋学園キャリア支援センター規程』、『学校法人同朋学園大学部附属図書・情報センター規程』により、各センターの運営委員1名は学長が指名することとなっている。センター長及びセンター長補佐は、学長の意見を聴取した上で、理事長が指名することとなっている。業務執行体制にも学長の運営方針が反映できる体制になっている。各役職者は、学長をサポートする補佐機能を担っており、大学の管理運営に関する重要事項について執行部ミーティング、運営委員会で意見を共有して審議している。学長のリーダーシップの下で適切に大学運営がなされている。

【資料 3-3-1】名古屋音楽大学教授会規程

【資料 3-3-2】名古屋音楽大学運営委員会規程

【資料 3-3-3】名古屋音楽大学大学評価委員会規程

【資料 3-3-4】名古屋音楽大学学部長選出規程

【資料 3-3-5】名古屋音楽大学系長選考規程

【資料 3-3-6】名古屋音楽大学学部長・系長に関する規程

【資料 3-3-7】名古屋音楽大学大学院音楽研究科委員会規程

【資料 3-3-8】名古屋音楽大学大学院音楽研究科常任委員会規程

【資料 3-3-9】学校法人同朋学園学長規程【資料 3-1-7】と同じ

【資料 3-3-10】学校法人同朋学園入試・広報センター規程

【資料 3-3-11】学校法人同朋学園キャリア支援センター規程

【資料 3-3-12】学校法人同朋学園大学部附属図書・情報センター規程【資料 2-9-12】と同じ

### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、管理運営全般にわたって、意思決定から実行に至るまで、十分な意見調整を図り、学長のリーダーシップの下で民主的な運営を行っているが、今後はさらに迅速な意思決定ができるように、会議運営などを改善していく。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

#### 《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

#### (1) 3-4の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

#### (2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

＜法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化＞

学長は、教学部門の最高責任者であると同時に、大学を代表し『学校法人同朋学園寄附行為』（以下「寄附行為」という）第6条2号により理事として、同第15条により理事会構成員として規定されている。また、寄附行為第18条により、常任理事及び常任理事会構成員として規定している。

3-2において述べたとおり、理事会は、毎年3月、5月、12月を定例として開催し学園運営に関する重要事項について審議決定する。常任理事会は概ね月2回開催され、理事会が委任した事項、理事会に提案する事項、日常の業務執行に必要な事項等を審議決定することとしており、理事会機能の円滑化、合理化、迅速化を図っている。一方、教学部門の意思決定は学部においては教授会、大学院においては研究科委員会でそれぞれ学長が意見を聞き決定する。また、必要に応じて常任理事会、理事会へと提案され、審議決定される。

学長は、法人及び教学部門のそれぞれの意思決定に携わり、常任理事会や理事会においては大学における決定事項等について提案、説明、報告し、また、理事会、常任理事会において審議決定された事項について教授会及び研究科委員会で説明、報告する。一方、事務職員については、教授会及び研究科委員会における審議及び報告事項、また、学園事務局長、大学事務部長等により理事会及び常任理事会後に定期的に開催される「事務協議会」の内容について、事務部長経由で情報が伝達されるようになっている。これにより、法人と教学部門及び各部門間の情報共有と円滑な連携、運営が図られている。

平成27(2015)年度より管理部門と教学部門の連携強化のため、学園学監を置き、『学校法人同朋学園組織規程』第11条に定めるとおり、理事長の命を受け学園運営の掌理と教学に関する事項の総括と両面を担当、常任理事会や教授会への出席に加えて、管理面では経営懇談会を開催し学外理事、評議員と諸課題について検討する場を設け、教学面では教育懇談会を開催し、学長と教育改革について検討を進めている。

＜法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性＞

本学園ガバナンスとしては、寄附行為第5条に基づき2名の監事を置き、寄附行為第14条及び『学校法人同朋学園監事監査規程』に基づき、法人の業務監査及び会計監査等を実施し、必要に応じて助言、勧告を行っている。選任については同第7条により、「この法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評

議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と規定しており、適切に選任されている。

監事は、寄附行為第 14 条第 6 号により「この法人の業務又は財務の状況について、理事会に出席して意見を述べること」としており、学園の最高議決機関である理事会はもちろんのこと、常任理事会及び評議員会においても陪席することとしている。このことから理事会に対するチェック機能は適切である。

平成 27(2015)年度における監事の理事会出席状況は図表 3-4-1 のとおりで、出席状況は良好であり、適切に機能している。

図表 3-4-1

理事会開催日	現員	出席	欠席
平成 27 年 5 月 19 日 (火)	2 名	2 名	—
平成 27 年 12 月 4 日 (金) 臨時	2 名	2 名	—
平成 27 年 12 月 22 日 (火)	2 名	2 名	—
平成 28 年 1 月 22 日 (金) 臨時	2 名	1 名	1 名
平成 28 年 3 月 22 日 (火)	2 名	1 名	1 名

また、寄附行為第 19 条により本学園に評議員会を置いている。構成員となる評議員 37 名の選任については寄附行為第 23 条により規定されている。評議員は同条第 1 号から第 6 号に定め、第 6 号に定める評議員を除いて全て理事会の選任又は互選としており、適切に選任されている。

評議員会は、毎年 3 月、5 月、12 月を定例として開催し、必要がある場合はその都度理事長が召集し臨時に開催している。評議員会は、寄附行為第 21 条により (1) 予算、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、(2) 事業計画、(3) 寄附行為の変更、(4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、(5) 合併、(6) 目的たる事業の成功の不能による解散、(7) 寄附金品の募集に関する事項、(8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものについて、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないとしている。また、寄附行為第 22 条においては、「評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」としている。評議員の構成員には教学部門の教職員も含まれており、寄附行為に基づき適切に開催され、チェック機能を果たしている。平成 27 年(2015)年度における評議員の評議員会出席状況は図表 3-4-2 のとおりで、出席状況は良好であり、適切に機能している。

図表 3-4-2

評議員会開催日	現員	出席	欠席
平成 27 年 5 月 19 日 (火)	37 名	31 名 (8 名)	6 名
平成 27 年 12 月 22 日 (火)	36 名	30 名 (3 名)	6 名
平成 28 年 3 月 22 日 (火)	36 名	26 名 (3 名)	10 名

※ ( ) 内は意見書による出席。

また、理事長の命を受けて学園の業務活動の効率化と会計処理の適正化を図ることを目的とし、業務監査及び会計監査を行う内部監査室を設置し、原則毎行事年度1回の定期監査と理事長が必要と認めた時に行う臨時監査を実施している。監査後は、監査報告書を作成し理事長に報告し、必要に応じて常任理事会へ報告することとしている。法人と教学部門との相互チェック機能が働いている。

#### <リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営>

理事長は理事会をまとめるとともに、日常的には文書（稟議書）の決裁により業務執行権限を行使している。また、学園広報誌である『Campus Report』や、要望があれば教授会に出席し、経営方針等を述べるなど学園の経営に適切なリーダーシップを発揮している。

一方、ボトムアップについて、教員の意見や提案は、大学における各種委員会、運営委員会、教授会と審議を経て、常任理事である学長により常任理事会へと上申される。また、職員の意見や提案は、事務部長に集約され、定期的開催される事務協議会において協議、検討され、常任理事である学園事務局長が常任理事会へと上申する。更に常任理事会においては慎重審議の上、必要に応じて理事会審議へと諮られることになる。また、審議決定された結果については、教授会及び事務協議会を通じて教職員に周知されており、教職員の提案等を汲み上げる仕組みとして、適切に機能している。

【資料 3-4-1】 学校法人同朋学園寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 3-4-2】 学校法人同朋学園組織規程

【資料 3-4-3】 学校法人同朋学園監事監査規程【資料 3-1-2】と同じ

【資料 3-4-4】 学校法人同朋学園内部監査規程【資料 3-1-10】と同じ

【資料 3-4-5】 学園広報誌『Campus Report』【資料 3-1-23】と同じ

【資料 3-4-6】 学校法人同朋学園文書取扱規程【資料 3-1-8】と同じ

### (3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学園は、理事長のリーダーシップのもとで、教学の責任者である学長と連携協働して経営課題に取り組んでいく体制を構築しているが、『学校法人同朋学園学長規程』第9条に常任理事会による学長の業務執行状況の確認と理事会への報告を定めており、平成28(2016)年度選任された学長からチェックを受けることとなる。経営計画の実行結果を検証し、新たな経営改善に反映できるように努めていく。

## 3-5 業務執行体制の機能性

### ≪3-5 の視点≫

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

### 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### (1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

#### (2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

＜権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保＞

事務組織の編成は、図表 3-5-1 の「学校法人同朋学園事務組織概要」に示すとおりである。組織・職制・職務を定め、教育・研究の円滑な運営並びに事務の能率化・適正化を図るために『学校法人同朋学園組織規程』、『学校法人同朋学園管理系統機構図』、『学校法人同朋学園事務分掌規程』を整備し、その責任を明確にしている。職員の配置に関しては、事務の統合を視野に入れて改革を進めている途上であり、現在、本務職員、I 種嘱託職員、II 種嘱託職員と区分されている事務職員についても、業務内容の見直しによる異動も含めて、機動的な組織編成と職員配置を検討中である。異動により組織の硬直化を防ぐとともに、機関横断的な事務組織の統合を視野に、組織改革とともに配置の見直しを進めている。4 月の人事異動のほか 10 月にも人事異動を実施し、必要に応じて非常勤職員や派遣職員を採用するなど、人件費の抑制に努めながら、必要に応じた職員配置を行い、適切な業務の執行体制を確保している。

【資料 3-5-1】学校法人同朋学園組織規程【資料 3-4-2】と同じ

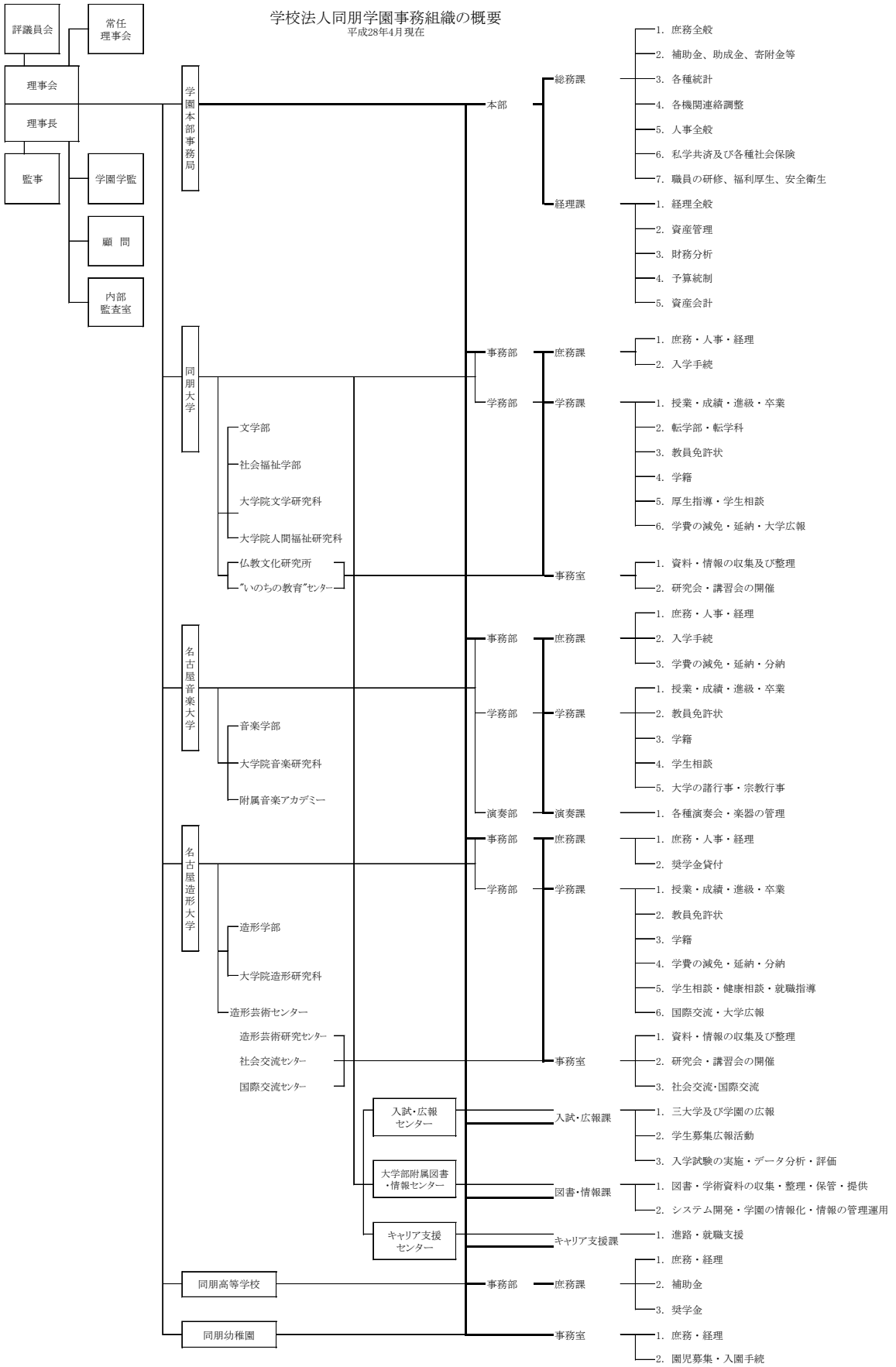
【資料 3-5-2】学校法人同朋学園管理系統機構図

【資料 3-5-3】学校法人同朋学園事務分掌規程



# 名古屋音楽大学

図表 3-5-1



### ＜業務執行の管理体制の構築とその機能性＞

業務執行体制については、『学校法人同朋学園組織規程』、『学校法人同朋学園管理系統機構図』、『学校法人同朋学園事務分掌規程』に定められているが、平成 27(2015)年度は、『学校法人同朋学園入試・広報センター規程』、『学校法人同朋学園キャリア支援センター規程』、『学校法人同朋学園大学部附属図書・情報センター規程』を定め、三大学それぞれの部署に分かれて行っていた業務を、機関横断的な事務組織として各センターに統合し、関係業務の集約を行って効率の良い業務執行体制を構築した。さらに平成 28(2016)年度は、学園本部事務局の部長職を本部長として統合し、学園事務局長、本部長、大学事務部長という事務職員の指揮系統の明確化を図り、業務の効果的な執行体制の確保に努めた。

【資料 3-5-4】 学校法人同朋学園入試・広報センター規程【資料 3-3-10】と同じ

【資料 3-5-5】 学校法人同朋学園キャリア支援センター規程【資料 3-3-11】と同じ

【資料 3-5-6】 学校法人同朋学園大学部附属図書・情報センター規程【資料 2-9-12】と同じ

### ＜職員の資質・能力向上の機会の用意＞

『学校法人同朋学園事務職員研修規程』により、学園事務職員研修会、初任者研修会などを実施し、職員のスキルアップを図っている。また、全職員に対し自己評価を実施し、それを元に理事長・所属長による面接を行い、直接、意見や提案を聞き、職員評価を行っている。

【資料 3-5-7】 学校法人同朋学園事務職員研修規程

### (3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

機動的な組織編成と職員配置については、事務統合も含め引き続き検討していく。そのため、管理体制と執行体制の見直しを進め、組織編成の改革を継続して行う。職員の研修については、大学設置基準等の改正による SD 義務化に合わせて、現在の『学校法人同朋学園事務職員研修規程』をより実効性のあるものに改正し、従来の学園内研修に加えてさまざまな研修の機会を設け、職員の資質・能力の向上を図る。さらにその成果を検証できるよう、職員の人事評価制度についても導入を進める。

## 3-6 財務基盤と収支

### ＜3-6 の視点＞

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

## (2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### <中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立>

平成 27(2015)年度、「学校法人同朋学園の中期経営計画(2015 年度後期～2019 年度末)」を作成し、これをもとに平成 28(2016)年度の事業計画の作成と予算編成を行っている。また、平成 22(2010)年度～平成 26(2014)年度実績分析と平成 27(2015)年度～平成 31(2019)年度財務計画表を作成し、経営判断指標による財務状況の分析と今後の財務状況予測を行い、中期経営計画の財務資料としてまとめた。

【資料 3-6-1】 学校法人同朋学園の中期経営計画【資料 3-1-4】と同じ

【資料 3-6-2】 中期経営計画表

### <安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保>

本学園は、安定した財務基盤の確立のため、収入超過の予算決算を行い、内部留保を厚くして積立不足の解消を図るため、平成 25(2013)年度に『施設設備引当特定資産の基本方針と運用要項』を定めて、毎会計年度に減価償却相当額を他の支出に優先して積み立てることとした。学園の財務状況は学生生徒等納付金と補助金の減少により非常に厳しい状況であるが、人件費・経費等の見直しを行った結果、帰属収支差額は、7 期連続で収入超過を維持している。また、有利子負債については、平成 24(2012)年度末で日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を完済し、有利子負債をゼロとすることができた。学園の収支バランスは確保されている。名古屋音楽大学の帰属収支差額も、直近の 4 年間収入超過を続けている。減価償却相当額の特定資産への積立を毎年実施し、積立不足の解消を図っており、名古屋音楽大学においても収支バランスは確保されて改善されている。

【資料 3-6-3】 施設設備引当特定資産の基本方針と運用要項

【資料 3-6-4】 財務比率一覧表（消費収支・資金収支計算書関係）同朋学園

【資料 3-6-5】 財務比率一覧表（消費収支・資金収支計算書関係）名古屋音楽大学

【資料 3-6-6】 平成 27 年度事業の実績及び収支決算書【資料 F-7】と同じ

## (3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分平成 27 年度版」によれば、経常収支差額比率 10%以上、積立率 100%以上が優良な経営状態 A 1 と区分されている。安定した財務基盤を確立のため、引き続き定員充足率 100%以上を目標とした学生数の確保や積極的な補助金・助成金の獲得に努める。人件費の抑制、経費の見直しに継続して取り組むとともに、効率の良い経営に取り組んでいく。そのためには、計画的・効率的な予算の立案と予算管理が重要である。中長期的なキャンパス施設計画の検討にあわせ、減価償却相当額の積立と第 2 号基本金の積立を計画的に実行していくことが課題である。

### 3-7 会計

#### 《3-7の視点》

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1) 3-7の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

##### (2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### ＜会計処理の適正な実施＞

会計処理については、学校法人会計基準、寄附行為第5章第26条から第37条、『学校法人同朋学園経理規程』、『学校法人同朋学園経理規程施行細則』に従って、適正に実施している。会計処理の正確性を保障するため、財務会計システムを導入している。平成27(2015)年度には、「学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年4月22日）」「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）（平成25年9月2日）」及び「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について（通知）（平成25年9月2日）」にしたがって、財務会計システムのバージョンアップを実施し、法令に対応した会計処理が適正に行われるよう対応するとともに、『学校法人同朋学園経理規程』、『学校法人同朋学園経理規程施行細則』を改正した。会計処理をより適正に実施するために、現在各機関での会計伝票チェックに加えて、本部担当者によるチェック、出納係によるチェック、出納責任者によるチェックを行っている。会計管理システム上、すべての会計伝票について出納責任者の承認がないと、出納データや帳簿データへ会計伝票が取り込まれないシステムとなっている。予算については、毎会計年度に「事業計画及び当初予算編成に伴う基本方針について」を定め、「事業計画及び当初予算編成に伴う留意事項」によって具体的な予算編成指示を行っている。予算は寄附行為に従い3月の理事会・評議員会で決定されるが、その後4月の入学生確定と人事異動による人件費の確定を受けて、直ちに見直しを行うようにしている。事業計画の変更等とあわせて、見直しの結果と10月の人事異動による人件費の確定を受けて、補正予算編成の指示を行い、12月の理事会・評議員会で補正予算が決定される。『学校法人同朋学園経理規程』第56条には、予算外支出は原則として認めないとの定めがあり、やむを得ない場合などは、必要に応じて第二次補正予算を編成している。また、決算時には、科目間流用や予備費の支出を行っている。決算については、監事及び監査法人による監査を受けた後、監事の意見を付して5月の理事会・評議員会に報告される。事業報告書及び監査法人の意見書を付した決算書は、6月に学園のホームページに情報公開される。

【資料 3-7-1】 学校法人同朋学園寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 3-7-2】 学校法人同朋学園経理規程

【資料 3-7-3】 学校法人同朋学園経理規程施行細則

【資料 3-7-4】 平成28年度事業計画及び当初予算【資料 F-6】と同じ

【資料 3-7-5】 平成27年度事業計画の変更と補正予算書

【資料 3-7-6】 平成27年度事業の実績及び収支決算書【資料 F-7】と同じ

【資料 3-7-7】 ≪HP≫同朋学園 <http://www.doho-group.ac.jp/> 【資料 3-1-21】 と同じ

＜会計監査の体制整備と厳正な実施＞

会計監査については、私立学校振興助成法第 14 条に従い、『学校法人同朋学園経理規程』第 9 章の定めに従って、適法にかつ厳正に実施されている。監査法人については 5 年ごとに見直しを行っている。平成 27(2015)年度会計は、以下の日程で監査法人による監査が実施された。

平成 27(2015)年

9 月 14 日、15 日	平成 27 年度期中監査
10 月 21 日、22 日	平成 27 年度期中監査・機関往査

平成 28(2016)年

2 月 23 日、24 日	平成 27 年度期中監査
4 月 1 日	平成 27 年度現金預金等確認実査
4 月 20 日、21 日、22 日	平成 27 年度期末監査
4 月 26 日、28 日	平成 27 年度期末監査
5 月 2 日	平成 27 年度期末監査
6 月 7 日	平成 27 年度監査講評（予定）

また、監事による監査は寄附行為第 14 条及び『同朋学園監事監査規程』に基づき、業務活動が法令並びに学園の建学の精神及び諸規程に基づいて正しく行われているか、会計処理の適否、会計記録の正否及び財産保全状況の適否等について、監査を実施している。平成 27(2015)年度決算監査については、以下の日程で実施された。

平成 28(2016)年

5 月 12 日	監査法人決算報告、決算及び財産監査
5 月 13 日	常任理事会監事監査報告書提出
5 月 24 日	理事会及び評議員会監事監査結果報告
6 月 7 日	監査講評（予定）

内部監査室監査については、『学校法人同朋学園内部監査規程』に基づき、学園の業務活動の効率化と会計処理の適正化を図ることを目的に、適正に実施している。会計だけでなく業務について、適法性及び合理性の観点から点検を行っている。内部監査室による平成 27(2015)年度の定期監査については、以下の日程で実施された。

平成 27(2015)年

6 月 23 日、24 日、25 日	名古屋造形大学
7 月 30 日、31 日	名古屋音楽大学
9 月 29 日、30 日	同朋大学

平成 28(2016)年

## 名古屋音楽大学

2月15日、17日	同朋高等学校
3月7日	同朋幼稚園
3月7日、17日	入試・広報センター
3月7日、17日	大学部附属図書・情報センター
3月7日、17日	キャリア支援センター
3月18日	学園本部事務局

監査法人と監事と内部監査室とは、厳正な監査を実施するために、『監査連絡会内規』に従って相互に情報交換を行っている。監査体制として十分な整備がされている。

【資料 3-7-8】 学校法人同朋学園監事監査規程【資料 3-1-2】と同じ

【資料 3-7-9】 学校法人同朋学園内部監査規程【資料 3-1-10】と同じ

【資料 3-7-10】 監査連絡会内規【資料 3-1-11】と同じ

### (3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、財務会計システムを活用し会計処理の電子化を推進する。また、監査を通じて指摘されている事項について改善を進め、より適正な会計処理ができるよう見直しを行うとともに、誤謬や不正行為の防止に向けて引き続きチェック体制を強化していく。

### 【基準3の自己評価】

本法人の経営・管理においては、学校教育法等の関連法令をはじめ寄附行為および諸程に基づき、最高意思決定機関である理事会の下に常任理事会を置き、理事長、学長のリーダーシップの下、機能的、効率的に運営されている。会計については、「学校法人会計基準」および本法人が定める『学校法人同朋学園経理規程』、『学校法人同朋学園経理規程施行細則』に則り、会計処理は適正になされている。さらに監事監査、監査法人による会計監査、内部監査室による定期監査を通じてチェックは厳正に行われている。これらのことから基準3「経営・管理と財務」の基準は、満たしている。

## 基準 4. 自己点検・評価

### 4-1 自己点検・評価の適切性

#### 《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

#### (1) 4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

#### (2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価のための仕組みとして、大学評価委員会を設置している。教育活動の改善向上を図るための仕組みとして、FD委員会を設置し、教育活動に関わる自己点検・評価を恒常的に実施している。また、教員評価制度委員会を通じて、教員評価を毎年実施し教員の質の改善向上に取り組んでいる。

平成 21(2009)年度の日本高等教育評価機構による認証評価において、「自己点検・評価を恒常的に行う体制を確立し実践すると共に、その結果を大学運営の改善・向上につなげるシステムを構築する」ことが条件として付された。以来、この点について大学評価委員会ならびに FD 委員会における取り組みを抜本的に強化した。これらの組織的な取り組みを前提にして、大学評価委員会を中心として、平成 25(2013)年度までの「自己点検・評価」を実施した。この内容については、「平成 26 年度自己点検評価書」として、ホームページ上に公開し、内外への周知を図っている。また引き続き、平成 27(2015)年度までの「自己点検・評価」として、平成 28(2016)年 6 月には「平成 28 年度自己点検評価書」を作成した。

【資料 4-1-1】名古屋音楽大学大学評価委員会規程【資料 3-3-3】と同じ

【資料 4-1-2】学校法人同朋学園大学教員評価制度委員会規程【資料 2-8-8】と同じ

【資料 4-1-3】学校法人同朋学園大学教員評価制度実行委員会規程【資料 2-8-9】と同じ

【資料 4-1-4】教員評価の実施状況及び結果の活用状況を示す資料、その他参考資料

【資料 4-1-5】《HP》名古屋音楽大学情報公開（教育情報公開）

【資料 4-1-6】平成 26 年度自己点検評価書

#### (3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、大学評価委員会を中心にして、定期的に組織的な自己点検・評価を実施する。自己点検・評価の周期としては 4 年以内に一度行うこととする。

### 4-2 自己点検・評価の誠実性

#### 《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

## 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

エビデンスに基づき、透明性の高い自己点検・評価を行うことで、客観的な自己点検・評価を行っている。自己点検・評価を行うにあたって、現状把握のための調査・データの収集と分析は適切に行われている。「平成 21 年度自己評価報告書」ならびに「平成 26 年度自己点検評価書」についてはホームページに公開し、社会に公表している。また、ホームページ及び印刷物を通じて、学内共有を図っている。「平成 28 年度自己点検評価書」の作成にあたって、必要な調査およびデータの収集と分析を行った。IR については、学務部と図書・情報センターを中心にして恒常的に取り組む体制を整えつつある。

【資料 4-2-1】《HP》日本高等教育評価機構による認証評価認定

### (3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

IR 機能の構築および活動の強化を通じて、さらに十分な調査とデータに裏付けられた客観的な自己点検・評価が恒常的に行える体制を整備する。

## 4-3 自己点検・評価の有効性

### 《4-3 の視点》

### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

#### (1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

#### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学評価委員会、FD 委員会を中心に、自己点検・評価の結果を活用するための PDCA サイクルの仕組みが確立されている。平成 21(2009)年度の大学認証評価の結果報告を踏まえ、両委員会を中心に、取り組みの改善を行ってきた。シラバスの改善を行ったほか、授業評価アンケートの毎年実施と全科目実施、授業アンケートのデータ公開と、授業担当者からの授業改善計画書の提出を義務付けている。特に実技レッスンについては、師弟関係を伴う個人レッスン制であることから、長らく授業アンケートを実施することについての抵抗が存在したが、平成 25(2013)年度からは、実技レッスン科目を含むすべての科目について例外なく授業アンケートを実施している。授業評価アンケートは、平成 27(2015)年度より設問内容を講義科目と実技科目それぞれの授業実態に合わせたものに変更し、教育目的の達成状況の点検をより明確にするための改善を行っている。

平成 26(2014)年の自己点検評価書を踏まえて、大学評価委員会および FD 委員会におい



て講習会の実施などの改善に取り組んだ。FD 委員会は、講義科目を対象として平成 26(2014)年 10 月 16 日、並びに平成 27(2015)年 10 月 15 日に提出された授業改善計画書を踏まえ講習会を行った。また、実技科目の改善を目的として、平成 27(2015)年度からは実技科目を対象に、FD 委員会が中心となって非常勤教員を含むコース・専攻別分科会（以降「FD 分科会」とする）を FD 委員の同席の下に開催した。FD 分科会は、電子オルガンコースが 10 月 8 日、管楽コース、声楽コースが 10 月 26 日、ピアノ、邦楽、音楽総合コースが 11 月 19 日、打楽コース 11 月 30 日に開催され、計 35 名が出席した。FD 分科会では授業改善・向上について意見聴取を行うとともに改善・向上に向けての検討および議論を行った。

【資料4-3-1】名古屋音楽大学大学評価委員会規程【資料3-3-3】と同じ

【資料4-3-2】専攻別分科会関係資料

### **(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）**

専攻別分科会によって得られた情報をより広く教員にフィードバックすることを通じて、実技系授業の改善・向上を図る。実技科目のアンケート内容の改善と活用についてさらに検討を加える。

#### **【基準 4 の自己評価】**

FD 委員会を中心とした分科会の実施などにより、自己点検・評価が現場レベルで日常的に実施されるようになってきている。教職員の意識改革は着実に進んできており、教職協働しての自己点検・評価の体制が整いつつある。今後、自己点検・評価を 4 年以内に一度行うこととする。引き続き、自己点検・評価の結果を社会に公表するとともに、学内で共有し、大学の使命と目的に沿った経営改善及び運営改善に努める。

#### IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 地域貢献

##### A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

###### 《A-1 の視点》

- A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育、良質の音楽を提供する演奏会など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供
- A-1-② 地域の施設等での演奏会やワークショップなど、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供
- A-1-③ 小・中学校、高等学校での演奏会や出張レッスン、出張講義など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

##### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

施設貸出要領に従い、大学施設の貸出しを行っている。本学は、成徳館 12 階ホール、めいおんホール、ホール Do の三つのホールを設置しているが、これらについても音楽教育振興および音楽文化振興の目的をもった公共性の高い内容のものに対して外部への貸出に対応している。

楽器利用規程に従い、学内外への楽器の貸出しを行っている。附属図書館は、音楽資料の所蔵数と内容において中部地区ナンバーワンを誇る音楽図書館であるが、これについても、図書館の知的資産を広く社会に還元し、学びを支援するため一般への開放を行っている。

名古屋市生涯学習推進センターとの連携公開講座に十数年前より年 2 回取り組んでおり、最近では名古屋市科学館との共催で、インドネシアの民族楽器であるガムランジェゴッグの演奏を交えた講座を<平成 26(2014)年>、音楽療法の視点から音楽と脳科学の講座を<平成 27(2015)年>名古屋市科学館において実施した。

附属音楽アカデミーでは、大学施設を開放して、音楽教室を開いている。幼児（5 歳）から高齢者（86 歳）まで 200 名を越える受講生が、月に 3 回のレッスンおよび講座に参加している。受講生の増加により、従来土曜日のみの開講であったのを、平成 26(2014)年度より土日開講としている。毎年 3 月には、めいおんホールにて、アカデミー発表会を開催している。音楽教室の講師は、本学の学部卒業生、大学院修了生に限られており、本学卒業後の就職支援の一環にもなっている。

大学主催演奏会を平成 27(2015)年度は 13 回開催、平成 28(2016)年度は 12 回開催する。多彩なジャンルの内容とプログラムで、地域社会に良質の音楽を提供している。平成 25(2013)年度からは大学院生による学内リサイタルを開催している。また学部 3 年次生による学内演奏も開催している。いずれも一般公開の演奏会である。各学期末には、オーケストラやミュージカル、管楽アンサンブル、各専攻楽器による演奏会など、多岐にわたる公開発表会が行われている。会場は、めいおんホールを中心にして本学が有する 3 つのホールが利用されている。すべて一般公開であり、地域の方々にはリピーターが多い。平成 24(2012)年度からは、奏楽館サロンを利用して、教員と学生・院生によるランチタイムコンサート（Concerto FonTAna）を実施している。教員と学生・院生による共演という新し

い形での取組みとして、すでに18回を実施しており、地域の方々にもとても好評である。

年間50回以上を数えるめいおん出張コンサートは、愛知県内を中心に東海地区の公共施設、観光施設、コンサートホールロビー、小学校等にて行っている。平成25(2013)年秋には第1回めいおん音楽祭(10/29~11/4)を開催した。学内外において、7日間で30を超える演奏会・イベントを行った。7日間で、のべ2500名を超える入場者があった。第2回めいおん音楽祭は、平成26(2014)年10月26日から11月2日の8日間にわたって開催、第3回めいおん音楽祭は、平成27(2015)年10月23日から11月1日の10日間にわたって開催され、期間中30の企画が催された。名古屋市演劇練習館(アクテノン)との連携による野外コンサートやワークショップ、名古屋駅前のミッドランドスクエアのアトリウムでのコンサートも開催され、多くの来場者を得た。こういった活動は、大学webサイトに「演奏会情報」として公表している。

大学と学校(小・中学校、高等学校)の連携の一環として、依頼演奏や出張レッスン、出張講義などを行っている。平成27(2015)年度は、小学校3校にて芸術鑑賞会を開催した。学生による小編成のオーケストラで、各学年に合わせた曲の演奏と指揮者体験なども交えて、音楽の楽しさを体感してもらった。また、高等学校にて「大学を知る会」を実施し、オペラ鑑賞で人間の声の素晴らしさを、サクソフォーンを交えた打楽器体験を通して、音楽大学での学びに興味を持ってもらった。高等学校に大学の教職員が出向き、専門的な分野の内容や大学に対する理解を深めてもらうために出張レッスンおよび出張講義を実施している。

【資料 A-1-1】名古屋音楽大学施設貸出要領

【資料 A-1-2】名古屋音楽大学楽器利用規程【資料 2-9-10】と同じ

【資料 A-1-3】同朋学園大学部附属図書館設置規程

【資料 A-1-4】学外者の利用に関する規則

【資料 A-1-5】一般学外者利用細則

【資料 A-1-6】公開講座関連資料

【資料 A-1-7】附属音楽アカデミー関連資料

【資料 A-1-8】名古屋音楽大学 Concert Guide 2015~2016

【資料 A-1-9】演奏部関連資料

【資料 A-1-10】めいおん音楽祭関連資料

### (3) A-1 の改善・向上方策(将来計画)

地域に開かれた音楽大学として、音楽大学という個性、音楽という専門性を活かした地域貢献に引き続き取り組む。

## A-2 同窓連携、行政連携、文化諸団体との連携を通じた音楽文化の振興と継承

### 《A-2 の視点》

#### A-2-① 音楽という専門を通じた同窓生の連携による地域の音楽教育及び音楽文化振

## 興への貢献

### A-2-② 音楽という専門性を活かした特色あるかたちでの行政・文化振興団体との連携

### A-2-③ 音楽諸団体、文化諸団体との連携

#### (1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

#### (2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

同窓生との連携の取組みを強化している。平成 21(2009)年夏に発足した、名古屋音楽短期大学および名古屋音楽大学出身の教員の会である「めいおんの会」は順調に発展している。毎年夏には総会・研修会・懇親会を開催し、教育現場における音楽教育能力向上のための研修を行っている。

平成 22(2010)年度からはホームカミングデイを開催し、平成 25(2013)年度からは、めいおん音楽祭期間中に、同窓生演奏会とホームカミングパーティーとして開催している。Facebook など SNS の活用なども通じて、新しい形の同窓連携が広がっている。同窓生が各地で行っている演奏会情報やリサイタル情報、出演情報が共有されることで新たな交流が広がっている。

めいおん音楽祭には、同窓生が連日のように訪れ、多彩な演奏会を楽しんだ。また、同窓生も演奏に参加する機会もあった。音楽という専門を通じた同窓連携は、様々な情報交換や交流と連携を生み出し、地域の音楽教育及び音楽文化振興にも好影響を与えている。また、平成 26(2014)年 11 月には、本学同窓会福井支部との共催で、第 10 回めいおん FUKUI 演奏会をハーモニーホールふくいにて開催した。

平成 25(2013)年度には、主に、中村文化小劇場、中川文化小劇場、名古屋市演劇練習館アクテノンとの連携を図り、名古屋市西部における地域文化の活性化に寄与することを目的に、名古屋市文化振興事業団との連携協定を締結した。名古屋市演劇練習館アクテノンとの共催で、平成 26(2014)年 10 月には稲葉地オープンライブ Vol.2 サクソフオーンオーケストラ、平成 27(2015)年 10 月には稲葉地オープンライブ Vol.2 電子オルガンアンサンブル、平成 26(2014)年 11 月には打楽器体験ワークショップ、平成 27(2015)年 12 月には打楽器体験ワークショップ クリスマスソングを奏でよう！！を開催した。

また、平成 25(2013)年度末には、魅力あるまちづくりを目指して、同朋学園三大学と名古屋市中村区との連携協定を締結し、平成 27(2015)年 10 月には第 2 回なかむら音楽会「どこかで聴いた jazz」、平成 28(2016)年 1 月には第 4 回なかむら音楽会「お正月に楽しむ邦楽の世界」を開催した。平成 27(2015)年 10 月より本学音楽療法コース教員と学生が中心となり、65 歳以上の高齢者を対象とした「懐メロ合唱サロン」を開催し、毎回多くの高齢者の参加を得ている。

平成 27(2015)年 6 月にはあま市、津島市との連携協定を締結した。

名古屋フィルハーモニー交響楽団との連携も強化している。平成 25(2013)年 9 月には、名フィル市民会館名曲シリーズにおいて、名古屋フィルハーモニーと名古屋音楽大学の学生が共演した。常任指揮者が自ら大学を訪れて、オーケストラ練習に取り組んだ。平成 27(2015)年 3 月には名古屋市文化振興事業団の主催で、愛知県内の音楽団体である名古屋フィルハーモニー交響楽団、セントラル愛知交響楽団、中部フィルハーモニー交響楽団、

愛知県立芸術大学、名古屋芸術大学と共に「オーケストラの祭典 ～絆・希望のハーモニー～」に参加した。

平成 26(2014)年より、音楽大学の学生による企画制作コンサートを岡崎市シビックセンターが支援・サポートするシリーズ「コロネット音楽大学シリーズ」に参加した。平成 26(2014)年 9 月には「ミュージカル公演 STEP!」、平成 28(2016)年 2 月には「ディズニー・オン・ビッグバンド」を開催した。

常滑市の社会福祉法人 知多学園、常滑ロータリークラブの後援により常滑市の小学校体育館において、シンフォニックウィンズ「吹奏楽によるクリスマスコンサート」＜平成 27(2015)年 12 月実施＞を開催した。

平成 26(2014)年 5 月には、東海三県から約 400 人の高校生が参加して、朝日新聞とのタイアップにより、今夏の全国高校野球選手権大会の大会歌「栄冠は君に輝く」の収録が本学を会場に行われた。6 月には、尾張地区から吹奏楽部に所属する約 350 名の高校生が参加して、尾張吹奏楽協議会の吹奏楽講習会が本学を会場に行われた。毎年 2 月と 8 月には、音楽教育推進協議会の音楽科特別講座の名古屋会場として本学を提供し、中部北陸地区から約 200 名の小中学校音楽教員が参加している。また、ヨーロッパ国際ピアノコンクール、大阪国際音楽コンクール、ベーテンプianoコンクール、日本ピアノ教育連盟 JPTA ピアノ・オーディション、ナゴヤサクソフォンコンクールなどの地区予選、地区本選会場として本学を提供している。

名古屋楽壇懇話会や愛知芸術文化協会、日本演奏連盟、日本作曲家協議会などとの連携強化にも努めている。

【資料 A-2-1】「めいおんの会」関連資料

【資料 A-2-2】めいおん音楽祭関連資料【資料 A-1-10】と同じ

【資料 A-2-3】地域連携事業関係資料

【資料 A-2-4】広報誌「Meion」創刊号

【資料 A-2-5】朝日新聞特別号外(2014. 5. 11 付)

【資料 A-2-6】演奏部関連資料【資料 A-1-9】と同じ

### (3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

名古屋市や愛知にとどまらず、広く東海地区、中部地区における連携を拡大強化していく。また全国レベルでの連携と交流を深め、音楽教育と音楽文化の振興に貢献する。

#### 【基準 A の自己評価】

大学が持っている人的・物的資源の提供を積極的に進めている。音楽大学という個性を活かし、音楽という専門を通じて、地域に積極的に貢献している。新しい取り組みにも積極的であり、音楽大学としての存在感を発揮しつつある。

## 基準 B. 国際交流

### B-1 音楽を通じた国際交流

#### 《B-1 の視点》

#### B-1-① 海外の大学との連携協力協定の締結と音楽を通じた学術交流

#### B-1-② 世界の音楽家との交流を通じた音楽文化と音楽教育の発展

#### (1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

#### (2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大連外国語学院<平成 20(2008)年 4 月>、オペラアカデミー アルナルド・マントヴァーニ<平成 21(2009)年 4 月>に続き、台南応用科技大学<平成 22(2010)年 12 月>、東海大学（台湾）<平成 23(2011)年 5 月>と海外学術交流協定を結んだ。東海大学とは、平成 24(2012)年 4 月（日本・名古屋音楽大学）と平成 25(2013)年 3 月（台湾・台中中山堂）の二回にわたる交流事業を行った。第 1 回交流事業は、めいおんホールにて、フィガロの結婚ハイライトを演奏会形式で行った。第 2 回交流事業は、台湾の台中中山堂において、オペラ魔笛の公演に取り組んだ。

平成 22(2010)年 4 月には、フランスのオルネイスボワ音楽院とのサクソフォーン交流コンサートに取り組んだ。平成 22(2010)年 5 月には、本学の打楽器専攻が、台南応用科技大学、中山大学において招待演奏を行った。平成 24(2012)年 12 月には、台南藝術大学の打楽器専攻生が本学を訪れ交流演奏を行った。平成 25(2013)年 11 月には、タイのチュラロンコン大学、ポーランド国立カロール・リピンスキー音楽大学、台湾の台南藝術大学との 4 か国 4 大学交流プロジェクトとして、国際学生交流マリンバコンサートに取り組んだ。平成 27(2015)年 9 月には、ポーランド国立カロール・リピンスキー音楽大学と本学打楽コース学生による「第 2 回 国際学生交流マリンバコンサート」を本学内のホールにて開催した。打楽コースの教員、学生、卒業生で結成されたガムラングループ「スカルサクラ」が、平成 27(2015)年 10 月、メキシコの世界的なパーカッショングループ、「タンブッコ」の来日ツアーにおいて共演した。「タンブッコ」の芸術監督、リカルド・ガヤルド氏による「スカルサクラ」とのコラボレーションのための新作“Café Jegog”を世界初演、大きな反響を呼んだ。その時のライブレコーディングが、「タンブッコ」の最新アルバム“Café Jegog”に収録され、平成 28(2016)年 1 月にリリース、世界的に好評を博す。国内では、「レコード芸術」の特選盤に選ばれた。平成 28(2016)年 6 月には、インドネシア、バリ州知事からの招聘を受け、バリ島アートフェスティバルに「タンブッコ」とともに出演する。

国内外の一流の音楽家を招いての公開レッスンや公開講座は毎年コンスタントに実施している。平成 27(2015)年度は、コンスタンチン・シェルバコフ（ピアニスト）、野原みどり（ピアニスト）、上野真（ピアニスト）、アルトゥール・ピサロ（ピアニスト）、田辺とおる（声楽家）、ウーヴェ・ハイルマン（声楽家）、塚田良平（音楽プロデューサー）、池田美千留（ダンサー振付家）、イムレ・ローマン（ピアニスト）、鈴木弘尚（ピアニスト）、ナターレ・デ・カロリス（声楽家）、ペーテル・ヤブロンスキー（ピアニスト）、菊地裕介（ピアニスト）、安倍圭子（マリンバ奏者）、ポール・ロー（クラリネット・バスクラリネット奏者）、ハラルド・ナエス（トランペット奏者）の各先生によるマスタークラスを開催した。

平成 26(2014)年度は、ヴィクトール・ゴールドベルク（ピアニスト）、コリン・カリー（打楽器奏者）、栗林純子（声楽指導者）、野原みどり（ピアニスト）、ジョン・リル（ピアニスト）、弘中孝（ピアニスト）、ウーヴェ・ハイルマン（声楽家）、アリシア・クレア（音楽療法博士）、安倍圭子（マリニビスト）、イムレ・ローマン（ピアニスト）、中井恒仁（ピアニスト）、上野真（ピアニスト）、キミホ・ハルバート（ダンサー&振付家）の各先生によるマスタークラスを開催した。

平成 27(2015)年 10 月には「第 3 回めいおん音楽祭」においてザルツブルグ モーツァルテウム音楽大学教授のイムレ・ローマン、テュンデ・クルツ夫妻をお招きし「ピアノデュオリサイタル」を開催し、世界の一流演奏家による演奏に触れる機会を得た。

【資料 B-1-1】国際交流関連資料

【資料 B-1-2】公開講座関連資料【資料 A-1-6】と同じ

【資料 B-1-3】広報誌「Meion」創刊号【資料 A-2-4】と同じ

【資料 B-1-4】台湾東海大学との交流について（『研究紀要』第 33 号）

### (3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

音楽を通じた国際交流事業にさらに積極的に取り組む。国内外の一流の音楽家に学ぶ機会を今後とも積極的に作り出していく。

### [基準 B の自己評価]

国際交流活動も徐々に活発化・活性化しつつある。さらに、音楽のさまざまな分野での交流を深めていくことが求められる。一流の音楽家を招いてのマスタークラスも回数と内容が充実してきている。

## 基準 C. 生涯学習

### C-1 大学が持っている物的・人的資源の生涯学習への活用

#### 《C-1 の視点》

C-1-① 子どもを対象とした音楽教室などの実施

C-1-② 社会人を対象とした音楽教室、公開講座、リフレッシュ教育などの実施

C-1-③ 編入生・研究生・ディプロマコースなどを活用した社会人の受入れ

#### (1) C-1 の自己判定

基準項目 C-1 を満たしている。

#### (2) C-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

附属音楽アカデミーでは、音楽教室を開講し、幼児（5 歳）から児童、受験生、社会人、高齢者（86 歳）まで 200 名以上が、ピアノ、声楽、管楽器、弦楽器などの個人レッスンやグループレッスンによるソルフェージュや音楽理論、コーラスなどを受講している。平成 27(2015)年 6 月より特別コースを開設し、本学専任教員によるレッスン受講が可能となっ

た。平成 27(2015)年 7 月には附属音楽アカデミーで初めて「遠足」を実施し、浜松市のヤマハのグランドピアノの工場と楽器博物館を見学し、より音楽の学習に親しんでもらうよう努めた。

名古屋市生涯学習推進センターと連携して、社会人を対象とした公開講座にも毎年取り組んでいる。年に百数十回以上開催している各種演奏会は、社会人を対象とした音楽教育の場となっている。

平成 27(2015)年 4 月より Meion Fan Club (めいおんファンクラブ) を発足させ、広く一般の方々に大学主催演奏会に足を運んで頂く機会を作った。

平成 25(2013)年度より、受託学生・研修員に関する内規を整備し、現役の高等学校音楽科教諭 1 名を研修生として 1 年間受け入れた。平成 25(2013)年度からは、社会人向けの履修プログラムとしてカレッジディプロマコースを設置したが、受入れはいまだにゼロである。平成 25(2013)年度より、音楽学部と大学院音楽研究科に研究生制度を整備した。研究生は順調に受入れが進んでいる。また、近年は社会人の入学者が増加傾向にある。科目等履修生の受入れも継続的に行なっている。

【資料 C-1-1】 附属音楽アカデミー関連資料 【資料 A-1-7】 と同じ

【資料 C-1-2】 Meion Fan Club (めいおんファンクラブ) 関連資料

【資料 C-1-3】 名古屋音楽大学音楽学部研究生規程

【資料 C-1-4】 名古屋音楽大学大学院研究生規程

【資料 C-1-5】 名古屋音楽大学における履修証明プログラムに関する規則

【資料 C-1-6】 名古屋音楽大学受託学生・研修員に関する内規

### (3) C-1 の改善・向上方策 (将来計画)

音楽という専門性に鑑み、生涯学習の分野をさらに積極的に展開する必要がある。カレッジディプロマコースの内容や履修料設定の見直しを含めて、社会人が利用しやすいように対策を講ずる必要がある。

### 【基準 C の自己評価】

まだまだ活動は緒についたばかりであるが、大学が持っている物的・人的資源の生涯学習への活用は積極的に行われている。今後、さらなる取り組みの積極的展開が求められる。



## V. エビデンス集一覧

## エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-22】	その他の施設の概要	該当なし
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	該当なし
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	

名古屋音楽大学

【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人同朋学園寄附行為、学校法人同朋学園寄附行為細則	
【資料 F-2】	大学案内	
	大学案内 2017	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	名古屋音楽大学学則、名古屋音楽大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2017 年度募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生便覧 2016	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 28 年度事業計画及び当初予算	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 27 年度事業の実績及び収支決算書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	交通アクセス、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人役員名簿、理事会・評議員会の活動状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類及び監事監査報告書（平成 23～27 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	《HP》授業計画（シラバス）、授業計画（別冊）2016	

## 基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	学校法人同朋学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	名古屋音楽大学学則、名古屋音楽大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	《HP》学長よりごあいさつ、建学の精神	
【資料 1-1-4】	大学案内 2017	【資料 F-2】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	名古屋音楽大学学則、名古屋音楽大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-2】	《HP》学長よりごあいさつ、建学の精神	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-3】	2016 年度新入生研修会資料	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	学校法人同朋学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-3-2】	名古屋音楽大学学則、名古屋音楽大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-3】	名古屋音楽大学諸規程	
【資料 1-3-4】	学生便覧 2016	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-5】	《HP》学長よりごあいさつ、建学の精神	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-3-6】	名古屋音楽大学中期経営計画	
【資料 1-3-7】	《HP》アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー	

## 基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	大学案内 2017	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-2】	《HP》アドミッションポリシー	【資料 1-3-7】と同じ
【資料 2-1-3】	オープンキャンパス実施内容	
【資料 2-1-4】	入学前セミナー・プログラム資料	
【資料 2-1-5】	2017 年度募集要項	【資料 F-4】と同じ
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	名古屋音楽大学学則、名古屋音楽大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-2】	《HP》カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー	【資料 1-3-7】と同じ
【資料 2-2-3】	学生便覧 2016	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-4】	《HP》授業計画（シラバス）	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-5】	名古屋音楽大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 2-2-6】	学生相談研修会案内（FD 委員会と学生相談委員会共催）	

名古屋音楽大学

【資料 2-2-7】	授業評価アンケート結果等資料	
【資料 2-2-8】	名古屋音楽大学履修規程	
<b>2-3. 学修及び授業の支援</b>		
【資料 2-3-1】	アドバイザー教員制度について・オフィスアワーについて（学生便覧 2016・P42）	
【資料 2-3-2】	名古屋音楽大学ティーチングアシスタント制度規程	
【資料 2-3-3】	TA 制度の運用に関する内規	
【資料 2-3-4】	質問票	
<b>2-4. 単位認定、卒業・修了認定等</b>		
【資料 2-4-1】	《HP》ディプロマポリシー	【資料 1-3-7】と同じ
【資料 2-4-2】	名古屋音楽大学学則、名古屋音楽大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-3】	名古屋音楽大学履修規程	【資料 2-2-8】と同じ
【資料 2-4-4】	名古屋音楽大学大学院音楽研究科（修士課程）履修規程	
【資料 2-4-5】	名古屋音楽大学大学院学位規程	
【資料 2-4-6】	名古屋音楽大学大学院音楽研究科（修士課程）学位論文等並びに最終試験に関する規程	
【資料 2-4-7】	GPA 制度導入に関する教授会・研究科委員会資料	
【資料 2-4-8】	成績評価、GPA 制度（学生便覧 2016・P41）	
<b>2-5. キャリアガイダンス</b>		
【資料 2-5-1】	就職の手引き 2015-2016	
【資料 2-5-2】	進路登録票	
【資料 2-5-3】	あなたの進路や就活、キャリアデザインをサポートするアドバイザーの紹介	
【資料 2-5-4】	学内企業展配布冊子（平成 27（2015）年度実施）	
【資料 2-5-5】	平成 27（2015）年度インターンシップ実績	
【資料 2-5-6】	平成 27（2015）年度めいおん出張コンサート実績	
【資料 2-5-7】	《HP》授業計画（シラバス）	【資料 F-12】と同じ
<b>2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック</b>		
【資料 2-6-1】	学生による授業アンケート用紙（実技系・講義系）	
【資料 2-6-2】	2015 年度学生による授業アンケート結果資料	
【資料 2-6-3】	授業改善計画書	
<b>2-7. 学生サービス</b>		
【資料 2-7-1】	学生相談室・健康管理室運営委員会規程	
【資料 2-7-2】	健康管理室使用規程	
【資料 2-7-3】	学生相談室規程	
【資料 2-7-4】	2015 年度健康管理室の利用状況について	
【資料 2-7-5】	2015 年度（学生相談室）来談者状況	
【資料 2-7-6】	学生相談室企画案内（ランチ会、「ティータイム“しゃべり場”」他）	
【資料 2-7-7】	同朋大学・名古屋音楽大学学生相談活動報告書-第 14 号-	
【資料 2-7-8】	名古屋音楽大学学納金納付規則	

名古屋音楽大学

【資料 2-7-9】	同朋学園私費外国人留学生の授業料減免に関する規程	
【資料 2-7-10】	名古屋音楽大学コンクール等参加助成選考規程	
【資料 2-7-11】	2015 年度クラブ助成金一覧	
【資料 2-7-12】	2015 年度学生相談室グループ活動報告	
【資料 2-7-13】	アドバイザー教員制度について	【資料 2-3-1】と同じ
【資料 2-7-14】	名古屋音楽大学におけるハラスメントの防止などに関する規程	
【資料 2-7-15】	質問票	【資料 2-3-4】と同じ
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	名古屋音楽大学教員選考規程	
【資料 2-8-2】	名古屋音楽大学教員選考委員会規程	
【資料 2-8-3】	名古屋音楽大学教員資格審査委員会規程	
【資料 2-8-4】	名古屋音楽大学教員選考基準	
【資料 2-8-5】	名古屋音楽大学大学院研究科担当教員選考規程	
【資料 2-8-6】	名古屋音楽大学大学院研究科担当教員資格審査委員会規程	
【資料 2-8-7】	名古屋音楽大学大学院研究科担当教員資格審査基準	
【資料 2-8-8】	学校法人同朋学園大学教員評価制度委員会規程	
【資料 2-8-9】	学校法人同朋学園大学教員評価制度実行委員会規程	
【資料 2-8-10】	教員評価制度委員会関係資料	
【資料 2-8-11】	名古屋音楽大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	【資料 2-2-5】と同じ
【資料 2-8-12】	2015 年度 FD 委員会議事録	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	学校法人同朋学園校地一覧表（自己所有地、借用地）	
【資料 2-9-2】	平成 27 年度校舎登記面積	
【資料 2-9-3】	学園校舎配置図（学生便覧 2016・P120-124）	
【資料 2-9-4】	同朋学園情報ネットワーク（DINS）利用規程	
【資料 2-9-5】	学校法人同朋学園情報ネットワーク図	
【資料 2-9-6】	学校法人同朋学園共用施設運営協議委員会規程	
【資料 2-9-7】	2016 年度春学期教室台帳	
【資料 2-9-8】	主な学内施設（大学案内 2017・P57-61）	
【資料 2-9-9】	楽器の使用について（学生便覧 2016・P22）	
【資料 2-9-10】	名古屋音楽大学楽器利用規程	
【資料 2-9-11】	図書館利用の手引き（学生便覧 2016・P27）	
【資料 2-9-12】	学校法人同朋学園大学部附属図書・情報センター規程	
【資料 2-9-13】	《HP》同朋学園大学部附属図書館	

## 基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人同朋学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	学校法人同朋学園監事監査規程	
【資料 3-1-3】	学校法人同朋学園寄附行為細則	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-4】	学校法人同朋学園の中期経営計画	
【資料 3-1-5】	平成 28 年度事業計画及び当初予算	【資料 F-6】と同じ
【資料 3-1-6】	平成 27 年度事業の実績及び収支決算書	【資料 F-7】と同じ
【資料 3-1-7】	学校法人同朋学園学長規程	
【資料 3-1-8】	学校法人同朋学園文書取扱規程	
【資料 3-1-9】	学校法人同朋学園公印取扱規程	
【資料 3-1-10】	学校法人同朋学園内部監査規程	
【資料 3-1-11】	監査連絡会内規	
【資料 3-1-12】	学校法人同朋学園内部通報並びに通報者保護に関する規程	
【資料 3-1-13】	名古屋音楽大学における公的研究費補助金の取扱いに関する規程	
【資料 3-1-14】	名古屋音楽大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	
【資料 3-1-15】	地球温暖化対策計画書	
【資料 3-1-16】	学校法人同朋学園消防計画（大規模災害対応型）	
【資料 3-1-17】	名古屋音楽大学におけるハラスメントの防止などに関する規程	【資料 2-7-14】と同じ
【資料 3-1-18】	学校法人同朋学園個人情報の保護に関する規程	
【資料 3-1-19】	学校法人同朋学園教職員安全衛生管理委員会内規	
【資料 3-1-20】	《HP》名古屋音楽大学 <a href="http://www.meion.ac.jp/">http://www.meion.ac.jp/</a>	
【資料 3-1-21】	《HP》同朋学園 <a href="http://www.doho-group.ac.jp/">http://www.doho-group.ac.jp/</a>	
【資料 3-1-22】	学校法人同朋学園財務情報閲覧規程	
【資料 3-1-23】	学園広報誌『Campus Report』	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人同朋学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-2】	学校法人同朋学園寄附行為細則	【資料 F-1】と同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	名古屋音楽大学教授会規程	
【資料 3-3-2】	名古屋音楽大学運営委員会規程	
【資料 3-3-3】	名古屋音楽大学大学評価委員会規程	
【資料 3-3-4】	名古屋音楽大学学部長選出規程	
【資料 3-3-5】	名古屋音楽大学系長選考規程	
【資料 3-3-6】	名古屋音楽大学学部長・系長に関する規程	
【資料 3-3-7】	名古屋音楽大学大学院音楽研究科委員会規程	

名古屋音楽大学

【資料 3-3-8】	名古屋音楽大学大学院音楽研究科常任委員会規程	
【資料 3-3-9】	学校法人同朋学園学長規程	【資料 3-1-7】と同じ
【資料 3-3-10】	学校法人同朋学園入試・広報センター規程	
【資料 3-3-11】	学校法人同朋学園キャリア支援センター規程	
【資料 3-3-12】	学校法人同朋学園大学部附属図書・情報センター規程	【資料 2-9-12】と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人同朋学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-2】	学校法人同朋学園組織規程	
【資料 3-4-3】	学校法人同朋学園監事監査規程	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-4-4】	学校法人同朋学園内部監査規程	【資料 3-1-10】と同じ
【資料 3-4-5】	学園広報誌『Campus Report』	【資料 3-1-23】と同じ
【資料 3-4-6】	学校法人同朋学園文書取扱規程	【資料 3-1-8】と同じ
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人同朋学園組織規程	【資料 3-4-2】と同じ
【資料 3-5-2】	学校法人同朋学園管理系統機構図	
【資料 3-5-3】	学校法人同朋学園事務分掌規程	
【資料 3-5-4】	学校法人同朋学園入試・広報センター規程	【資料 3-3-10】と同じ
【資料 3-5-5】	学校法人同朋学園キャリア支援センター規程	【資料 3-3-11】と同じ
【資料 3-5-6】	学校法人同朋学園大学部附属図書・情報センター規程	【資料 2-9-12】と同じ
【資料 3-5-7】	学校法人同朋学園事務職員研修規程	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	学校法人同朋学園の中期経営計画	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-6-2】	中期経営計画表	
【資料 3-6-3】	施設設備引当特定資産の基本方針と運用要項	
【資料 3-6-4】	財務比率一覧表（消費収支・資金収支計算書関係）同朋学園	
【資料 3-6-5】	財務比率一覧表（消費収支・資金収支計算書関係）名古屋音楽大学	
【資料 3-6-6】	平成 27 年度事業の実績及び収支決算書	【資料 F-7】と同じ
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人同朋学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-7-2】	学校法人同朋学園経理規程	
【資料 3-7-3】	学校法人同朋学園経理規程施行細則	
【資料 3-7-4】	平成 28 年度事業計画及び当初予算	【資料 F-6】と同じ
【資料 3-7-5】	平成 27 年度事業計画の変更と補正予算書	
【資料 3-7-6】	平成 27 年度事業の実績及び収支決算書	【資料 F-7】と同じ
【資料 3-7-7】	《HP》同朋学園 <a href="http://www.doho-group.ac.jp/">http://www.doho-group.ac.jp/</a>	【資料 3-1-21】と同じ
【資料 3-7-8】	学校法人同朋学園監事監査規程	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-7-9】	学校法人同朋学園内部監査規程	【資料 3-1-10】と同じ
【資料 3-7-10】	監査連絡会内規	【資料 3-1-11】と同じ

## 基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	名古屋音楽大学大学評価委員会規程	【資料 3-3-3】と同じ
【資料 4-1-2】	学校法人同朋学園大学教員評価制度委員会規程	【資料 2-8-8】と同じ
【資料 4-1-3】	学校法人同朋学園大学教員評価制度実行委員会規程	【資料 2-8-9】と同じ
【資料 4-1-4】	教員評価の実施状況及び結果の活用状況を示す資料、その他参考資料	
【資料 4-1-5】	《HP》名古屋音楽大学情報公開（教育情報公開）	
【資料 4-1-6】	平成 26 年度自己点検評価書	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	《HP》日本高等教育評価機構による認証評価認定	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	名古屋音楽大学大学評価委員会規程	【資料 3-3-3】と同じ
【資料 4-3-2】	専攻別分科会関係資料	

## 基準 A. 地域貢献

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 A-1-1】	名古屋音楽大学施設貸出要領	
【資料 A-1-2】	名古屋音楽大学楽器利用規程	【資料 2-9-10】と同じ
【資料 A-1-3】	同朋学園大学部附属図書館設置規程	
【資料 A-1-4】	学外者の利用に関する規則	
【資料 A-1-5】	一般学外者利用細則	
【資料 A-1-6】	公開講座関連資料	
【資料 A-1-7】	附属音楽アカデミー関連資料	
【資料 A-1-8】	名古屋音楽大学 Concert Guide 2015～2016	
【資料 A-1-9】	演奏部関連資料	
【資料 A-1-10】	めいおん音楽祭関連資料	
A-2. 同窓連携、行政連携、文化諸団体との連携を通じた音楽文化の振興と継承		
【資料 A-2-1】	「めいおんの会」関連資料	
【資料 A-2-2】	めいおん音楽祭関連資料	【資料 A-1-10】と同じ
【資料 A-2-3】	地域連携事業関係資料	
【資料 A-2-4】	広報誌「Meion」創刊号	
【資料 A-2-5】	朝日新聞特別号外(2014. 5. 11 付)	
【資料 A-2-6】	演奏部関連資料	【資料 A-1-9】と同じ



## 基準 B. 国際交流

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
B-1. 音楽を通じた国際交流		
【資料 B-1-1】	国際交流関連資料	
【資料 B-1-2】	公開講座関連資料	【資料 A-1-6】と同じ
【資料 B-1-3】	広報誌「Meion」創刊号	【資料 A-2-4】と同じ
【資料 B-1-4】	台湾東海大学との交流について（『研究紀要』第 33 号）	

## 基準 C. 生涯学習

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
C-1. 大学が持っている物的・人的資源の生涯学習への活用		
【資料 C-1-1】	附属音楽アカデミー関連資料	【資料 A-1-7】と同じ
【資料 C-1-2】	Meion Fan Club（めいおんファンクラブ）関連資料	
【資料 C-1-3】	名古屋音楽大学音楽学部研究生規程	
【資料 C-1-4】	名古屋音楽大学大学院研究生規程	
【資料 C-1-5】	名古屋音楽大学における履修証明プログラムに関する規則	
【資料 C-1-6】	名古屋音楽大学受託学生・研修員に関する内規	